令和２年

双 葉 町 議 会 会 議 録

第４回定例会

12月８日開会～12月10日閉会

双　葉　町　議　会

令和２年第４回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 ……………………………………………………………………… 1
応招・不応招議員 ……………………………………………………………… 2

第　１　日　（１２月８日）
議事日程 ……………………………………………………………………… 3
出席議員 ……………………………………………………………………… 4
欠席議員 ……………………………………………………………………… 4
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …………… 4
職務のため議場に出席した者の職氏名 ……………………………………… 4
開　　会 ……………………………………………………………………… 5
開　　議 ……………………………………………………………………… 5
議事日程の報告 ………………………………………………………………… 5
会議録署名議員の指名 ………………………………………………………… 5
会期の決定 ……………………………………………………………………… 5
諸般の報告 ……………………………………………………………………… 5
行政報告 ……………………………………………………………………… 6
議案第７１号から議案第８３号までの一括上程 …………………………… 7
議案第７１号から議案第８３号までの提案理由の説明 …………………… 8
散　　会 ……………………………………………………………………１０

第　２　日　（１２月９日）
議事日程 ……………………………………………………………………１１
出席議員 ……………………………………………………………………１２
欠席議員 ……………………………………………………………………１２
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …………１２
職務のため議場に出席した者の職氏名 ……………………………………１２
開　　議 ……………………………………………………………………１３
議事日程の報告 ………………………………………………………………１３
一般質問 ……………………………………………………………………１３
　３番　羽　山　君　子　君 …………………………………………………１３

発言の訂正 ……………………………………………………………………………………………………１９
　５番　菅　野　博　紀　君 ……………………………………………………………………………２０
　１番　尾　形　彰　宏　君 ……………………………………………………………………………３１
　４番　高　萩　文　孝　君 ……………………………………………………………………………３６
　６番　清　川　泰　弘　君 ……………………………………………………………………………４２
散　　会 ……４４

第　３　日　（１２月１０日）

議事日程 ……４５
出席議員 ……４６
欠席議員 ……４６
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …………………………………………４６
職務のため議場に出席した者の職氏名 …………………………………………………………………４６
開　　議 ……４７
議事日程の報告 …………………………………………………………………………………………………４７
議案第７１号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………４７
議案第７２号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………４７
議案第７３号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………４８
議案第７４号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………４８
議案第７５号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………４９
議案第７６号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５０
議案第７７号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５０
発言の取消し ……………………………………………………………………………………………………５０
議案第７８号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５２
議案第７９号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５２
議案第８０号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５６
議案第８１号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５６
議案第８２号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５７
議案第８３号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………………５８
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 …………………………………………………………５９
閉　　会 ……５９

１　２　月 定 例 町 議 会

(第　１　号)

２双葉町告示第３９号

令和２年第４回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年１１月１８日

双葉町長　　伊　　澤　　史　　朗

１．期　　日　　令和２年１２月８日（火）
午前１０時

２．場　　所　　双葉町役場いわき事務所　２階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

１番	尾　形　彰　宏　君	２番	石　田　　　翼　君
３番	羽　山　君　子　君	４番	高　萩　文　孝　君
５番	菅　野　博　紀　君	６番	清　川　泰　弘　君
７番	岩　本　久　人　君	８番	佐々木　清　一　君

○不応招議員（なし）

令和２年第４回双葉町議会定例会議事日程（第１号）

令和２年１２月８日（火曜日）午前１０時開会

	開　　会	
日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	監査・検査結果報告 双葉町議会　女川町・石巻市行政視察報告 双葉地方広域市町村圏組合議会報告
日程第４	行政報告	
日程第５	議案第７１号	双葉町議会議員及び双葉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第６	議案第７２号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第７	議案第７３号	双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第８	議案第７４号	諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
日程第９	議案第７５号	双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第７６号	双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第７７号	町道路線の廃止について
日程第12	議案第７８号	町道路線の認定について
日程第13	議案第７９号	令和２年度双葉町一般会計補正予算（第４号）
日程第14	議案第８０号	令和２年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第15	議案第８１号	令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第16	議案第８２号	令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第17	議案第８３号	令和２年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	散　　会	

○出席議員（８名）

１番	尾　形　彰　宏　君	２番	石　田　　　翼　君
３番	羽　山　君　子　君	４番	高　萩　文　孝　君
５番	菅　野　博　紀　君	６番	清　川　泰　弘　君
７番	岩　本　久　人　君	８番	佐々木　清　一　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	伊　澤　史　朗　君
副　町　長	徳　永　修　宏　君
教　育　長	舘　下　明　夫　君
秘書広報課長	鈴　木　健　一　君
参　事　兼 総務課長兼 コミュニティー センター所長	平　岩　邦　弘　君
復興推進課長兼 産　業　交　流 センター所長	大　浦　富　男　君
戸籍税務課長	高　橋　秀　行　君
農業振興課長兼 農業委員会 事　務　局　長	志　賀　　　睦　君
建　設　課　長	猪　狩　　　浩　君
住民生活課長	中　野　弘　紀　君
参　事　兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶　来　丈　夫　君
生活支援課長	相　楽　定　徳　君
会計管理者	朝　田　幸　伸　君
教育総務課長	橋　本　　　仁　君
代表監査委員	石　川　雄　彦　君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長	志　賀　公　夫
書　　　記	加　村　めぐみ

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君）　ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年第４回双葉町議会定例会を開会します。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君）　これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、３番、羽山君子君、４番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、11月30日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月10日までの３日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの３日間に決定しました。

なお、12月９日の会議については、開始時間を午前10時に繰り下げて開くことにしたいと思います。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉町議会　女川町・石巻市行政視察報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君）　日程第４、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　おはようございます。令和２年第４回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

９月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

９月19日、第14回市町村対抗福島県軟式野球大会が伊達市ほばら大泉野球場で開催され、双葉町チームは、１回戦で川俣町チームに７対４で勝利、翌20日の２回戦で大玉村チームに７対１で勝利し、初のベスト16に勝ち進みました。26日の３回戦では西郷村チームと対戦し、緊迫した試合の流れでしたが、惜しくも敗れてしまいました。町民の方々がスタンドから双葉町選手の活躍に拍手を送っていました。

10月１日、避難指示が解除された中野地区復興産業拠点に整備を進めておりました双葉町産業交流センターが開所しました。働く拠点内の中核的施設として、施設内の貸事務所及び商業施設に入居された企業や事業主の皆さんと協力連携の下、施設の利用促進を図ってまいります。

また、11月７日には、双葉町産業交流センター、東日本大震災・原子力災害伝承館、福島県復興祈念公園合同開所式が行われ、引き続き各施設間の相互連携強化により、交流人口の拡大を推進してまいります。

10月18日、第７回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催され、双葉町チームは、１回戦で棚倉町チームと対戦し、先制点を取ったものの健闘むなしく敗退しました。避難先から選手の皆さんに集まっていただき、双葉町のために精いっぱいプレーしている姿を拝見し、復興に向けて力をいただきました。

10月19日、昨年８月のいわき市南台応急仮設住宅の閉鎖に伴い廃止となった復興支援バスに代わり、新しいコミュニティー支援バスの運行を開始いたしました。コミュニティー支援バスを勿来酒井復興公営住宅入居者の皆さんなどの移動手段として運行し、町民交流施設をはじめ、商業施設や医療機関、公共機関を経由することで、町民交流施設利用の活性化を図り、避難先でのコミュニティー形成の促進につなげてまいります。

10月22日、双葉町内の教育財産である学校等既存施設の活用等に関わる方向性を検討するために、双葉町学校等施設在り方検討委員会を設置し、関係機関からの代表者や町民の方々から構成する委員11名に委嘱状を交付いたしました。引き続き第１回検討委員会を開催し、検討委員会設置の趣旨やスケジュールについて協議をいたしました。また、既存施設の現況を確認するため、11月17日、19日の２班に分け視察研修を実施いたしました。

10月24日、町立幼稚園、小中学校による合同文化祭「栴檀祭」が、町立学校仮設校舎体育館におい

て開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染防止対策として、開会行事や保護者の観覧人数を限定するなど規模を縮小したほか、会場が密にならないよう幼稚園、小学校、中学校の出演を入れ替わりで行い、その様子をライブ配信し、各教室や各家庭でも視聴できるよう実施しました。また、小中学生による標葉せんだん太鼓の演奏は、事前に練習風景や演奏を映像で収録し、当日ビデオ上映で披露するなど、工夫を凝らした合同文化祭となりました。

11月３日、いわき事務所において、令和２年度双葉町表彰式を挙行いたしました。今年度の表彰式については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、規模を縮小し、特別功労表彰として３名の方々、並びに功労表彰として１名の方にのみご出席をいただき、表彰状をお贈りしました。また、今年度は、永年勤続表彰として10名の方々に表彰状を、３名と８団体の方々に感謝状をお贈りいたしました。町政進展と住民福祉の向上、並びに双葉町民への支援に多大な貢献をされました方々に対し心から感謝の意を申し上げるとともに、双葉町の復興に向けて、今後とも一層のお力添えをお願い申し上げた次第です。

11月15日、第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。今大会は、新型コロナウイルス感染防止対策として、出場選手枠が規定され、沿道での応援も自粛という中で、コースはこれまでの半分の郡山ヒロセ開成山陸上競技場から福島県庁前までの９区間50.2キロメートルで健脚を競いました。双葉町選手団は、全体での事前練習もできず、個人練習をしながら心を一つに大会に臨み、棄権することなく最後まで完走することができました。監督、コーチ、選手、そしてご支援していただきました関係者の皆さんに、改めて感謝申し上げます。

次に、国道288号の特別通過交通制度の適用についてですが、国から認定された双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画でも自由通行化を図る道路として位置づけられていることを踏まえ、特定復興再生拠点区域へのアクセス道路を確保するため、地元行政区との調整や、住民へのバリケード種類とバリケード設置の意向調査を行い、原子力災害現地対策本部及びその他関係機関との調整が整いましたので、12月10日、12時から当該制度の適用を開始することといたしました。これにより、特定復興再生区域へつながる主要路線においては、通行証なく自由に通過交通できるようになり、工事用車両等の通行を円滑にし、復旧・復興事業の迅速化が図られることになります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が１件、条例の一部改正が５件、町道路線の廃止と認定が各１件、令和２年度補正予算（案）が５件、合わせて13件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君）　これで行政報告を終わります。

◎議案第７１号から議案第８３号までの一括上程

○議長（佐々木清一君）　日程第５、議案第71号から日程第17、議案第83号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第83号までを一括上程いたします。

◎議案第７１号から議案第８３号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君）　議案第71号から議案第83号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　議案第71号　双葉町議会議員及び双葉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでありますが、公職選挙法の改正により、町議会議員選挙及び町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成経費が、新たに選挙公営の対象となったことから制定するものです。

議案第72号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する１日当たりの費用の額が引き上げられたため改正するものです。

議案第73号　双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてでありますが、令和３年１月１日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うために改正するものです。

議案第74号　諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてでありますが、延滞金に関しての地方税法等の一部を改正する法律が令和３年１月１日に施行されることに伴い、関係条例を整備するため改正するものです。

議案第75号　双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係条文を整備するため改正するものです。

議案第76号　双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係条文を整備するため改正するものです。

議案第77号　町道路線の廃止についてでありますが、常磐双葉インターチェンジ並びに双葉駅西側地区一団地事業の整備に伴い、関係する道路を整理するため、道路法第10条第１項の規定に基づき廃止するものです。

議案第78号　町道路線の認定についてでありますが、常磐双葉インターチェンジ並びに双葉駅西側地区一団地事業の整備に伴い、関係する道路を整理するため、道路法第８条第１項の規定に基づき町道路線に認定するものです。

議案第79号　令和２年度双葉町一般会計補正予算（第４号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ83億8,035万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は389億4,083万5,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税の増により１億3,779万6,000円を追加いたしました。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の復興枠、福島再生加速化交付金などの増により１億2,339万8,000円を追加いたしました。財産収入は、双葉町総合公園の中間貯蔵施設整備のための地上権設定に伴う土地貸付収入などの増により２億7,727万3,000円を追加いたしました。繰入金は、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金繰入金などの増により1,061万2,000円を追加いたしました。諸収入は、公共財物に係る原子力災害賠償などの増により78億3,046万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、令和４年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示の解除、そして町民の帰還・居住と合わせた町内における行政機能の再開のため、ＪＲ双葉駅東側において仮設の庁舎を整備するための地質調査業務委託料などの増により2,656万8,000円を追加いたしました。民生費は、特別定額給付金事業費、子育て世帯への臨時特別給付金事業費などの減により3,201万7,000円を減額いたしました。衛生費は、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金などの増により１億3,786万5,000円を追加いたしました。土木費は、中田・観音堂線外道路改良工事、公共下水道事業特別会計繰出金などの増により6,914万3,000円を追加いたしました。諸支出金は、東日本大震災復興基金への積立金などの増により82億5,922万2,000円を追加いたしました。

議案第80号　令和２年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億7,598万5,000円となります。

歳入は、県支出金が国民健康保険事業費納付金等に係る県補助金245万2,000円の追加、繰入金が人件費等に係る他会計繰入金89万4,000円を減額いたしました。

歳出は、総務費が人件費等の減により144万4,000円の減額、国民健康保険事業費納付金に医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の額確定により300万2,000円を追加いたしました。

議案第81号　令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ３億1,051万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億6,567万6,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金に4,362万9,000円、公共下水道施設災害復旧費国庫負担金に２億6,688万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、下水道総務費が120万円の減額、下水道維持費の前田川１号雨水幹線樋管部改修工事が8,861万6,000円の減額、新たに公共下水道施設災害復旧費４億33万2,000円を追加いたしました。

議案第82号　令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億5,250万8,000円となります。

歳入は、国庫支出金が介護保険制度の運用に必要なシステム整備事業などに係る国庫補助金59万4,000円の追加、繰入金が一般会計からの事務費等繰入金104万4,000円の減額、諸収入に介護認定審査会運営費負担金過年度分返還金166万4,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費が人件費等の減により45万円の減額、保険給付費が介護予防サービス給付費等の伸びにより142万2,000円の追加、諸支出金に国・県支出金過年度分返還金3,187万8,000円を追加いたしました。

議案第83号　令和２年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2,705万円となります。

歳入は、後期高齢者医療システム改修に係る財源として、一般会計からの繰入金71万1,000円、国庫支出金17万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に後期高齢者医療システム改修費用として88万8,000円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君）　提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前１０時２２分）

１２月定例町議会

(第　２　号)

令和２年第４回双葉町議会定例会議事日程（第２号）

令和２年１２月９日（水曜日）午前１０時開議

開　　議

日程第１　一般質問

３番　羽　山　君　子　君

５番　菅　野　博　紀　君

１番　尾　形　彰　宏　君

４番　高　萩　文　孝　君

６番　清　川　泰　弘　君

散　　会

○出席議員（８名）

１番	尾 形 彰 宏 君	２番	石 田 翼 君
３番	羽 山 君 子 君	４番	高 萩 文 孝 君
５番	菅 野 博 紀 君	６番	清 川 泰 弘 君
７番	岩 本 久 人 君	８番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘書広報課長	鈴 木 健 一 君
参 事 兼 総務課長兼 コミュニティー センター所長	平 岩 邦 弘 君
復興推進課長兼 産 業 交 流 センター所長	大 浦 富 男 君
戸籍税務課長	高 橋 秀 行 君
農業振興課長兼 農業委員会 事 務 局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	中 野 弘 紀 君
参 事 兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶 来 丈 夫 君
生活支援課長	相 楽 定 徳 君
会計管理者	朝 田 幸 伸 君
教育総務課長	橋 本 仁 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
書 記	加 村 めぐみ

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君）　おはようございます。ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君）　日程第１、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位１番、議席番号３番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

３番、羽山君子君。

（３番　羽山君子君登壇）

○３番（羽山君子君）　おはようございます。議席番号３番、通告番号１番、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

１番、生活サポート補助金について。９月議会の一般質問で、同僚議員の回答に「財源が確保できる状況になったならば、一括交付も今後取り組んでいきたい」との答弁があったが、財源を含めて、今後のサポート補助金の取組についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　おはようございます。３番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

１、生活サポート補助金について。今後のサポート補助金の取組についてのおただしですが、生活サポート補助金は、中間貯蔵施設が整備されることになった現状を踏まえ、長期避難による町民の皆さんの生活を支援するために、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を利用し、生活に係る経費など実際に支出した一定の対象経費について、平成28年度から補助金として交付しております。

議員ご指摘の一括交付金につきましては、これまでもお答えしておりますが、当サポート補助金は、制度上補助金の一括交付はできないことや後世への財政的な負担等から、一括交付は行わないこととしておりました。しかし、先般議会からの要望書を受領したところであり、町としましても、令和４年春頃の帰町開始に伴い、帰町を選択した町民の皆さんの生活支援及び帰町の選択ができない町民の皆さんの避難先での生活再建の双方により活用いただけるよう、生活サポート補助金を一括交付するための制度構築及び財源を含めた新制度での予算措置に向けて検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。
○３番（羽山君子君）　第３回の定例の私の質問にも、今町長がおっしゃられたように、「サポート補助金は、支出実績に応じての補助金だから、あらかじめ受け取ることを約束された補助金ではないことから、制度上補助金の一括交付はできない」と話し、また議事録にも書かれて、回答もいただいております。ところが、その場で、その次の議員さんがやはり同じことを聞いた時に、「財源の確保ができる状況になったならば、一括交付も今後取り組んでいきたい」と話されていて、この答弁にやっぱり一貫性がないと私は思ったのです。では、何でその時、私が一番最初その質問した時に、こういうお話をされれば、財源の確保ができる状況になったならば取り組んでいきたいと話していただけるのであれば、私もああなるほどと、こう自分で思ったのですけれども、さらにその後にそういう話をされていると、そしてまたその定例の一般質問の中に町長は、発言があったとして、サポート補助金の一括交付の要望書が議長へ提出されているという話出ているのです。今、町長は、今後検討を進めると。町民のための一括交付に改めて町長はどのように考えているのか、時期を含めて改めてお伺いいたします。
○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。
○町長（伊澤史朗君）　羽山君子議員の再質問にお答えいたします。
　これは、先ほど答弁でも申し上げておりますけれども、中間貯蔵等影響緩和交付金を利用した制度ですので一括交付はできないというのは、まさにその制度上の話でありまして、毎回羽山議員からそういった質問を受けておりますけれども、まさにその答弁のとおりであります。ただ、財源の確保ということで、そういうふうなことがあるならば、中間貯蔵等影響緩和交付金ではない新たな制度をつくって対応すると、そういうふうな考えで今回答弁をさせていただいておるわけでございます。
　さらに、その時期につきましてということですが、先ほど答弁の中で申し上げました、令和４年春頃の帰町開始に伴いということでございますから、令和３年度の当初予算を目標としてその取組をしていきたいと、そのように考えております。
○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。
○３番（羽山君子君）　では、どうしてその話を最初に私が質問した時にお話しされなかったのか、その辺は物すごく私もちょっと憤慨してというか、憤慨を感じておりますし、当初で考えるということですので、時期的なものはあくまでも、４月、５月になってしまうのかなと思うのだけれども、町民の皆さんは待っていらっしゃるのですよ。それにプラスアルファ一つありまして、今コロナ時期で買物にも行けない状態であるということなのですね、高齢者は。それで、買物にも行けないし、領収書も出してくれと言われても出せない、どうすればいいのだということを電話でいただきましたけれども、そういうことも含めながら、やはりいつまでも時期を延ばすことはできない、時期をきちっと聞いたのはそういうことなのですけれども、町民あっての町、行政でありますから、その辺のことをぜひ今後、きちっとしたことをお話しされたほうがよろしいかと思いますし、私もちょっとその辺、

どういうふうな考えで町長は、１番と２番に対しての答弁に対して違ったのかなということをちょっと深く考えております。私自身考えております。

それで、時期を再度、大体の時期を聞いて、私の質問を、ここの１番の質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君）　羽山議員にお願いしたいのですけれども、申し訳ない。今、町長答弁の中で、令和３年の当初予算で組み込むというような答弁をされておるので、その時期はそれで一応よろしいかというふうに思いますけれども。

（「いいですか」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　はい、許可します。

○３番（羽山君子君）　当初予算で組むということは、それがいつ頃出るかということも皆さんに聞かれますよ、私たちは。多分外に出て町民の皆さんに、当初予算で決めて、いつ頃出されるのと聞かれた時の回答をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　羽山君子議員の再々質問にお答えします。

これは、中間貯蔵等影響緩和交付金の制度の話を先ほど申し上げました。これは制度上一括交付はできないという制度になっていると。ただし、この財源の組替えをすることによって一括交付をすると、いわゆるこの制度の組替えをするような取組をするということで、新たな取組をするわけですので、令和３年度の当初でそういうふうな目標としてやっていきたいと。あくまでも新たな制度になりますので、その時期を明確にお話しするということは非常に厳しい状況でございますから、令和３年度中ということでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　羽山議員に申し上げます。一応基本的には一つの通告で質問については３回ということになっておりますので、今後それはしっかり守ってください。

（「はい、分かりました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　特別です。続けてください。

３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君）　２番、町の復興について。原発事故前まで町内で頑張っていたもともとの企業の事業再開に対し、町はどのような支援策を講じ、サポートしているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　２、町の復興について。震災前に町内で操業していた企業の事業再開に対する支援策についてのおただしですが、地元企業による双葉町内での事業再開につきましては、双葉町内での働く場や機会が創出されるだけではなく、人や物の流れが生み出されることにより復興のさらなる加速化が期待されることから、町としても地元企業による事業再開の促進に取り組んでいるところです。このため、双葉町企業誘致条例を平成30年６月に制定させていただき、震災時に町内に事業

所を有していた事業所が当該事業所等で事業を再開する場合、また震災以降初めて町内に事業所等を再整備して事業を再開する場合は、一定の要件を満たす事業者に対して操業奨励金を交付し、震災時に町内に住所を有している従業員を１年以上雇用した場合には雇用促進奨励金を交付することとしております。これらの奨励金の交付を通じて町の復興・再興の担い手となる地元企業の双葉町内での事業再開を支援していくほか、町民の雇用機会の創出につなげてまいります。

○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君）　ただいま町長が申されましたけれども、いろいろな補助金、助成金とかあるようですけれども、原発事故のために余儀なく避難された双葉町の事業者のための、復興のための事業だと思って私はおります。当然町の事業者を優遇すべきと考えるが、他町より入店された事業者との補助金の差はあるのか、再度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

他町から操業する事業者との違いはどういうものがあるのか、違いはあるのかというふうなおただしでしたが、他町から双葉町の工業団地に入る、操業される方に対しては、操業奨励金というものは交付しておりません。

○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君）　奨励金がないだけで、他町からいらっしゃった企業に対しては奨励金がないということと、双葉町の元の事業者に対しては、双葉町、当町の事業者に対しては奨励金が出るということだけの違いだけですね。はい、分かりました。

それでは、３番に移りたいと思います。東京電力の賠償について。原賠審が当町を視察された際、町から要望書を渡しましたが、各委員の感触はどのようなものであったかお伺いいたします。

また、帰還困難区域が元の環境に戻るためには数十年という長期の時間を要しますが、町民の多くは、これまで原賠審が示した賠償指針について、現実とかけ離れていることから納得していません。町は町民の声に耳を傾け、寄り添い、国、東電と対峙し、現状に合致した妥当な賠償指針に見直すよう強力に働きかけるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　３、東京電力の賠償について。まず、原賠審が当町を視察され、町から要望書を渡した際の各委員の感触はどのようなものであったかとのおただしですが、先般、９月２日に原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長と大塚会長代理の２名が当町に現地視察に来ていただき、役場本庁舎及び町産業交流センターを視察いただいた後、引き続き意見交換を行いました。意見交換の冒頭に、私と佐々木議長から、避難の長期化に伴う精神的損害など６項目から成る要望書を原賠審・鎌田会長、大塚会長代理に対し手交するとともに、意見交換では要望書の項目ごとに懇談を行い、当町の現状と特殊性を踏まえた賠償基準を見直して指針に反映していただくよう強く要望したところです。

原賠審・鎌田会長からは、原賠審の役割はほぼ果たしている旨の回答があり、当町と原賠審、文科省との温度差を感じる意見交換会であったと感じたところです。

次に、町は町民の声に耳を傾け、寄り添い、国、東電と対峙し、現状に合致した妥当な賠償指針に見直すよう強力に働きかけるべきとのおただしですが、町としましては、事故から９年が経過した今もなお町の大部分が帰還困難区域に指定されたままになっていることは、被害はまだ継続していると認識しています。このため、被害者一人一人の被害実態に即した賠償等が確実に行われ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、さらにはほかの被災地域と異なる町の特殊な事情を十分に認識し、被災地域について一律の対応ではなく、町の被害実態に即した賠償の実施と指針の見直しとを合わせて、国や東京電力に対し、引き続きあらゆる機会を捉え、粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君）　先ほども町長さんもお話しされましたが、原賠審の方々も来町されたりしておりますし、町もいろいろな方面に賠償についての働きかけをされておりますが、いまだ帰還困難区域に対しての、国で定めた帰還困難区域に対しての賠償は何も進展していないと私たちは思っています。あの原賠審の方々来られた時に、くれ過ぎだとか、出し過ぎだとかといろいろ話されていますけれども、我々100円で買ったものが今は150円、減価償却１円以下ゼロ状態になっている中で、そんなにそんなにくれ過ぎとかなんかと言われることはない、このちょっと本には出ているのですけれども、やはりそういうことを言うこと自体おかしいのではないかなと思っているのですね、原賠審の方々も。だから寄り添えないのではないか。

さらに、町民の皆さん、やっぱりそれでもなおかつ町民の皆さんの避難生活の安定を考えた時には、何か打開策を考えなくてはならないではないかなと、ずっと思っていました。やはり中間貯蔵も30年、県外搬出といって町は引き受けているわけです。東京電力は今、トリチウム水の置場に困っておられるのですから、やはりトリチウムやその他の物質が取り除かれるまで、間、技術が開発されるまでの間、町民皆さんの協力の下で得て土地を利用させて、トリチウム水を、汚染水のタンクを置かせていただき、その賃料を避難されている町民の皆様の支援に充てることはできないのかな、そういう働きかけもまた必要かななんて、30年も、もう中間貯蔵はあと25年ですけれども、25年もたてば今、昨日だか二、三日前の新聞に、テレビかな、トリチウム水がもう取り除かれるようなことをテレビに出ていましたけれども、そういうことを考えた時に、こんなこともあと10年20年と考えた時に、そういうことも必要ではないかと私は思いますけれども、町長の回答をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回原賠審の鎌田会長、大塚会長代理、双葉町の特殊事情ということで私と佐々木議長と随分強く申入れをさせていただきましたところ、その認識のずれというのは否めない感じをしました。だからといって我々は諦めるわけではなくて、他の、被災12市町村と言われておりますけれども、双

葉町の特殊性というのは、12市町村の中で全町避難が継続している唯一の自治体です。そういったことを考えた時に、これは一律の賠償の対応とは違うだろうというのは常々申し上げております。そういったことで、そのことにつきましては今後も粘り強く対応していきたいと思います。

さらには、今羽山議員からご指摘ありました中間貯蔵施設の敷地内に、東京電力構内に今いっぱいになろうとしているトリチウム処理水の保管をしたらどうかと、それでその賃料をそういったものに回したらというふうなご提案でございますが、中間貯蔵施設というのはあくまでも福島県内の汚染された土壌等を運び込む施設であります。そういう目的が決まっている土地でございますし、本来その土地を協力していただきました多くの町民、地権者の皆さんの考え、希望、そういったものに本当に大変な思いで皆さんにご理解をいただきながら進めてきているものであります。そういったものを目的変更、用途目的の変更というのは、私はやるべきではないというふうに考えておりますので、その辺は羽山議員の考えと私はちょっと違うのかなというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君）　何も中間貯蔵施設の中とは言っておりません。中間貯蔵施設30年で引き受けたことに対してだけを言っただけです、私は。中間貯蔵施設の中にトリチウム水のあれを置くということを言っているわけではないですよ。別な場所が、別な場所、帰還困難区域外、いっぱいあるではないですか、双葉町、九十何％、まだ90％残っているわけでしょう。何もそこを借りたりなんかしてもらえばいいではないですか、環境省さんだって何だって、汚染水を置く、誰が管理するのだか知らないけれども、国でしょう、だからそういうこともできるのかなという、できて町民をいかに、あの避難、これから何十年避難しているのか分からないので、そういうことを言っているのけれども、私。

それでは、４番に移りたいと思います。４番、医療施設について。９月定例会でも質問しましたが、町独自の医療施設の運営では収支面で行き詰まり、結果として町民のサービス低下を招くと思われます。現在、東京電力は廃炉作業員を数千人抱えています。町の将来の財政負担を考慮すると、ノウハウのある東京電力に医療施設を整備、運営させ、町民も利用する形を取ったほうが賢明と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　４、医療施設について。医療施設の整備に当たって、町の将来の財政負担を考慮すると、ノウハウのある東京電力に医療施設の整備、運営をお願いしてはどうかとのおただしですが、双葉町内への医療施設整備につきましては、これまでも申し上げてきておりますように、帰町された町民の皆さんが利用しやすい双葉駅周辺に設置をしていきたいと考えております。現在、福島県厚生農業協同組合連合会（ＪＡ福島厚生連）と医師確保や運営方法等について協議を進めているところであり、現時点では東京電力に医療施設の整備、運営をお願いすることは考えておりません。

また、医療施設の整備や事業運営の財源につきましては、震災及び原発事故に伴って休止した医療機関の開設及び運営を支援する制度として設けられている福島県地域医療復興事業補助金を活用して

いきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君）　今町長さんは、補助金で考えておられると話していますけれども、やはり補助金って、あと最後に何かあった時に一般財源出るということはなしであればいいですよ。この前の、女川町に行ってきましたけれども、補助金はなるべく使いませんというような議会のお話をいただいてきました。それは町としてですから、他町のことを言うのもなんですけれども、やはりその町その町のカラーがありますから、あまり深くは言いませんけれども、これ絶対に、確かに町民からの要望書、医療施設の充実ということも出されておりますが、例えば医者が何人来てどの程度で採算合うのかなんていう、採算というか、やっぱりその開設すれば、お店と同じですから、合うのかなと誰でもが考えますよね。その時に、お医者様が何人来られて、確かに相談されているのは、十二分にそれは町長も町民のことを考えていたと思いますが、何人来られてどのようにすればこの双葉町の医療が採算が合って、町民の皆さんが満足するのか、その辺も考えた時に私は、やはり厚生病院が町にはあったので、やはりその跡地の利用を考えたりしていったほうがいいのではないかな、地域密着、地域貢献になっていくのかなと思っておりますが、今補助金という話が出ましたけれども、あまり大きくするのもよしあしだと思うし、私は東京電力さんのノウハウありましたから、東京にありましたので、病院、そういうようなのをいろいろ聞きながらやったほうが、東京電力さんとして、やはり放射能もまだありますし、だからそういう面では、研究施設にもなるし、そういう面ではいいのかなと思いまして一般質問させていただきましたけれども、やはり町長は補助金を使って医療施設を造る、令和４年でしたか、造るということでしたので、私はこれで終わりますけれども、楽しみに待っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君）　休議します。

休憩　午前１０時３１分

再開　午前１０時３２分

○議長（佐々木清一君）　会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　先ほど羽山議員の質問の中で、２番の町の復興についての中で、町の企業と町外の企業とのいわゆる補助関係のことで答弁を変えさせていただきたいので、発言を訂正させていただきたいと思います。

説明につきましては、復興推進課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君）　大浦復興推進課長。

○復興推進課長（大浦富男君）　羽山議員の再質問の件についてお答えさせていただきます。

先ほど町長が答弁申し上げました操業奨励金でありますが、操業奨励金につきましては、双葉町内に事業を新設される場合につきましても、一定要件を満たせば交付されるということになりますので、訂正させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　町長、それでいいのかな。

休議します。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時３７分

○議長（佐々木清一君）　会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　羽山議員の再質問の中で、町内企業と町外企業の補助金の話をさせていただきましたが、復興推進課長のほうから説明をさせます。

○議長（佐々木清一君）　大浦復興推進課長。

○復興推進課長（大浦富男君）　羽山議員の再質問に説明させていただきます。

町内と町外の企業に企業立地支援に関しての差があるのかということですが、先ほどの操業奨励金とか雇用促進奨励金なども含めまして、差のほうは特段今のところございません。

○議長（佐々木清一君）　今、町長のほうから答弁に対しての訂正をされ、大浦復興推進課長からその旨を説明を受けましたので、それについて議長これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　それでは、そういった形で進めさせていただきます。

○議長（佐々木清一君）　通告順位２番、議席番号５番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

５番、菅野博紀君。

（５番　菅野博紀君登壇）

○５番（菅野博紀君）　おはようございます。通告順位２番、議席番号５番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきたいと思います。

１、町民の避難生活について。９月定例会でも質問しましたが、前回の答弁の中で令和２年８月７日に医療費免除、高速無料化などについて国に要望活動をしてきたとの答弁がありましたが、その後、要望活動結果などがあればお答えください。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　５番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

１、町民の避難生活について。医療費免除、高速道路無料化について、その後国への要望活動の結果が出ているかとのおただしですが、８月７日、復興庁などに要望を行った医療費免除、高速道路無料化措置などの継続延長については、現在のところ決定しておりません。町では、９月30日に就任直後の平沢復興大臣がいわき事務所を訪問された折にも重ねて継続延長の要望を行っており、国には要望の趣旨をご理解いただいているものと考えております。これらの措置は、例年２月に継続延長が決定されておりますが、国関係省庁に対しては、中間貯蔵施設の受入れなど町民の皆さんの思いと、当町が今なお全町民の避難が継続している特殊性をしっかり伝え、これらの生活支援策が今後も継続延長されていくよう機会を捉えて強く求めていきます。

○議長（佐々木清一君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　要望活動、よく分かります。議会の代表として議長、また町長、行政代表として、町民の代表としてはお二人がいろいろ要望活動をしているのは分かるのですけれども、実際に言ったら国が応えていないというのは何でなのだろうかなと。例年２月ぐらいですよね、毎年もうここ、僕たちも避難生活は10年ぐらいになるので、そこの部分も非常に大きいことで、先ほど同僚議員も言ったように、金銭面でのことも、いろいろとこの避難生活には大変なことがあると思うのです。その中で、町の代表が行った時に、双葉町として中間貯蔵を受け入れました。これは大変なことだと思うのです。ましてや、そのほかにも原子力発電所の収束作業をしていますよね、そういうのも文句を言わないと批判も出ない中にも一生懸命、逆に双葉町の方も関わってやっている方もいる中で、もうちょっと国の態度というか、対応が僕はどうなのかなと。東京電力さんも含めてなのですけれども。町長、強く出るという時期は、もう幾ら言っても分からないのであれば、何かをしなくてはならないのではないでしょうか、と考えます。

逆に、本当に中間貯蔵なんか一番のあれなのですけれども、ではちゃんと要望を聞いていただけないのだったら僕たちも要望を聞けないよということを、やっぱりそろそろやらなくてはいけない時期に来ているのかな。国も、実際に言ったら、では双葉町さんといって、次の質問にも入っているけれども、責任は何もちゃんと取っていないと。それであれば、普通に責任を取っているというのは、やっぱり避難している方々の生活を守る、最低限のことをやるというのが、僕は国としての務めだと思います。僕も一般質問でたびたび言わせてもらっていますけれども、今の菅さんではなくて前の安倍さんは、よく記者会見とかそういう中で困った時に、国民の財産と生命を守るために頑張ります、やりますと言っているのですけれども、僕らにもその役目があると思うのです。その中で町長、ちょっと、何と言ったらいいのだろう、強く出る方法というのを何かそろそろ考えなくてはならない時期だと思うのです。やっぱり町民を守らないと行政というのは成り立たないと思うのですけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　菅野議員の再質問にお答えいたします。

双葉町は、先ほども答弁の中でも申し上げさせていただいておりますけれども、被災12市町村の中で唯一全町避難が継続している、本当に日本で千数百自治体ある中で唯一の町です。９年８か月以上、全町避難、町民の皆さんは、全国42の都道府県、今現在340以上の市区町村に避難を強いられているという現実があります。そういったことで、国のほうには私たちのほうから常に町と議会等で要望を強くさせていただいているところであります。ほかの自治体の話をどうこう言うつもりはありませんが、被害実情実態というのは全然異なるものだと。さらには、一番の迷惑施設である中間貯蔵施設を受け入れている。これは町民の皆さんの大変なご協力の下、今順調に搬入がされているという事実もあります。そういったことで、大変被害があったところが一番被害のあるような施設を受け入れたり、そういうふうな苦しみをしている中で、どうしても横一線の一律的なこの高速道路の無料化、さらには医療費の減免、これは同じというのは、一律の取組というのはおかしいでしょうということは私、双葉、大熊でも両町で協力して要望とかさせていただいておりますけれども、言わせてもらっています。

これは、避難指示解除をして何年かたっている自治体、まだ避難指示解除をしましたけれども住民帰還が始まっていない自治体、さらには大熊町は昨年ですけれども、まだ避難指示解除をしたばかり、そういった自治体と同等の対応というのはちょっと違ってきているのではないだろうか。そういったことで、国としてはそういうふうな前例をつくっているわけですから、避難指示解除をして今何年間、一番長いところはかなりの年数これを継続されていると思います。ですので、最低限、町としては避難指示解除をして住民帰還が始まって、前例のあった自治体が何年間というのがはっきりと分かっているわけですから、そのものは絶対やっていただきたいと。それは、これは町としても、大熊とも連携をして取り組んでいかなくてはならないというふうな、これはもう我々としては、まさに町民の皆さんに納得していただけるものなのだろうというふうに考えておりますので、それは徹底的にやっていきたいと。

さらには、中間貯蔵施設に関してそろそろ強い判断をする時期に来ているのではないかというご指摘ですけれども、このことにつきましても、常に中間貯蔵施設を受け入れた時のいろいろな国との協議の中でありました、そのことを我々その任に当たった者、当時の議会、町がそういうふうな大変な思いをして決定をしたわけですから、国はしっかりとそのことについて責任を担保してもらわなくてはならないというのは、これは常々言わせてもらっていますし、もしそういうふうな双葉の復興に対してしっかりとした支援の仕方をできない状況であるならば、我々としても覚悟を持ってやらなくてはならない時期は来るのかなというふうには考えております。

○議長（佐々木清一君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　ご答弁ありがとうございます。町民を守るべき行政として、町長として、議会としてもそうですけれども、避難生活、最低でも守らなくてはならないと。時期という面に関して

は、町長は今ではないということを言っていると思うのですけれども、僕は、実際に言うともう生活保護者とかそういう方が出てきているのと、お年寄りの方々がちゃんとした避難生活ができないと。同僚議員も先ほど質問した中で、避難生活ってそんなに精神的にも、いろんな面で、高齢者の方々もそうだし、若い世代たちもそうなのですけれども、被災者だって隠しながら一生懸命生活している方々も多いのです。いろんな本当にいじめ問題とか、大人のいじめもありますし、子供のいじめもあるので、町長、その時期を実際、もうちょっと本当に、僕らも今期２月２日までですけれども、それまでに何かもうちょっと進められる、補償とか、そういう問題であればご協力したいと思いますので、ぜひとも任期最終にかかって、やっぱり町民のためにということを一つ僕はやりたいなと思っています。その中で一丸となって何かをやらなくてはならないのかななんても思いますので、そこはちょっと町長、その時期的なこと、大きくやるのではなくて、最初の第一歩を進めるようなことをやっていただきたいなと。これは町民もみんな納得するようなあれを、そういうことがあればやっていただきたいなと思いますので、その点はよろしくお願いします。時期的なものを含めて、そういう意向があるということで、答弁は、これは要望させていただきます。

では、２番の双葉町の帰還について。町では令和４年春頃を帰還目標としていますが、前回の定例会の答弁では、何かあった時の責任は国が取るべきとの答弁でした。今回の原子力発電所の事故などの責任も取り切れていないことや想定外と言われるなど、同じことの繰り返しのような気がしますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　２、双葉町の帰還について。双葉町の帰還についてのおただしですが、前回の第３回双葉町議会定例会の一般質問の中で、令和４年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に当たって、町民の皆さんが戻って生活していくためのいろいろな取組に対して、その責任は国として取るべきであろうと答弁をさせていただきました。避難指示解除に当たっては３要件があり、その要件を満たすために、帰還に向けた町の取組に対して支障があれば、国は様々な施策を講じてその解消のための対策を講じていく責任はあるものと考えております。

国は、避難指示が解除されても、国による支援策が終了するわけではなく、その後も政府一丸となって、復興に向け全力で取り組んでいくとしています。平成28年12月に閣議決定された原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針についての中で、帰還に向けた安全・安心対策を今後とも国が、将来にわたり責任を持って、きめ細かく着実に進めていくと明記されておりますので、国としてその責任を果たすべきと考えております。まずは、ふるさとに帰りたいと願っている町民の皆さんの帰還を実現すべく、帰還に向けた取組に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　この令和４年というのは、僕、どこから出てきたのかなというのがすごく今まで不安な部分があって、町民の皆さんともいろいろ話すのです。本当に高齢者の方で、もう早く帰

りたいという方はいっぱいいらっしゃいます。それはもう町の意向を調べているのは間違いないと思います。ただ、別に考えられない原子力発電所ってあるではないですか。では、燃料デブリを取り出すことになりました、開けたらやっぱりもう四方八方に、どういうふうになるか分からない、あれだけの量のものは多分なかなかスリーマイルでも経験していない、ロシアのほうでも、実際に言ったら、最後までできていない状況だと思うのですよ、収束がですね。その中で、その収束作業が終わらないうちに帰還するということのリスクを考えるのです。

原子力事故ではないですけれども、原爆事故の時も、最初の時は放射線の影響ではなくて、栄養失調とかそういうので、いろんな面で本当に亡くなっていった人がいるわけではないですか。放射能の影響というものを考えた時に、実際不安が残りますよね。例えば本当におじいちゃん、おばあちゃん、３世代４世代で生活している中で、ではおまえらは残れと、では私は帰るよとなった時には、病気の問題とか、そういうものもいろいろ考えた時に、同僚議員も言っていたように医療設備、医療設備もちゃんとした医療設備がほぼないに等しいではないですか、現状では。それを考えた時に、帰還を促進するというよりも、例えばですよ、その責任の中に入っていると思うのですよ。

国は、先ほど町長答弁したように、国がちゃんとあれしてくれるだろうという話なのですけれども、だったらその帰還の前に国立病院等々、帰還するまでに。国立病院といえば、国が負担ですよね。この原子力事故に関しては国がちゃんと面倒見るよという部分があるではないですか。言っているわけですよね。だけれども、言っていることとやっていることが違うというのが非常に僕は矛盾していると思うのです。例えばこの責任を取らない、多分今までの経過で、全町民とは言いませんけれども、ほぼほぼの町民は東京電力も国もちゃんと責任取らないのだなと、その中でまた同じことの繰り返しになるのではないかと。何かあった時に、今度また同じ原子力のことで避難してくださいと言われた時に、次はどうしようもないですよね。そんなことできないですよね。そのために、令和４年は分かります、目標は。分かりますけれども、やっぱりちゃんとした、どこまでやればみんな帰れるのかなという部分の議論も必要だと思うのですけれども、町長はその辺はどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

〇議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

〇町長（伊澤史朗君）　菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、令和４年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除目標、これは原則的にほかの、今まで避難指示解除した自治体全てがですけれども、３要件、３要素をしっかりとクリアするということは大前提になっております。ただ、議員ご指摘のように、一番心配なのは何かというと、やっぱり放射線、これをしっかりと住民の皆さんに納得してもらえるような放射線の低減というのは、これは絶対条件だというふうには私も認識しております。ただ、一方で３要件の中では、20ミリシーベルトという数値がはっきり出ています。それが正しいか正しくないかというよりも、町民の皆さんの安心安全、まさに健康被害があってはならないということを考えた時には、それをもっともっと下げる努力をして

いかなくてはならない。戻って、さらにもっともっとゼロに近い数値に持っていくような努力というのは常にしていかなくてはならないと。ただ一方、この避難指示解除に向けて、国の特定復興再生拠点というこの認定を受けたということが、我々としては非常に矛盾をしておりますが、５年を目途にというふうな、はっきりこれ具体的数字が出されております。放射線の低減、生活するためのいろいろな社会インフラ、全てのインフラについて対応すると、そういったことがかなわなければ当然できはしませんけれども、５年という国との約束の中で、帰還困難区域を抱える６つの自治体の中で、先陣を切って当町は、平成29年７月に申請をしております。平成29年９月に当時の内閣総理大臣の認定を受けております。そこから双葉町の復興というのは、避難からは９年８か月以上たっておりますけれども、実際は４年の短いスパンで今動いているわけなのですけれども、この国の支援の在り方というのを全て私は正直信頼しているわけではありません。

というのは今回、来年から第２期復興・創生期間、これは５年というふうなスパンが決まっています、その５年の中で福島枠というのが１兆1,000億円、その中で何度も国の方に本当に大丈夫なのですかと。特に双葉、大熊に関しては、まだまだ復興のための取組、復興するための予算というのは、ほかの避難指示解除をした自治体と違う状況ですよ、そういうふうな財源の確保がない中で我々避難指示解除に向けての取組、これがしっかり担保されない中で住民帰還、さらには住民の安心安全を我々責任持ってやらなくてはならないという立場にあった時に、厳しい状況ですよという話は何度も言わせてもらっています。その中で確約書とか、そういうふうな明言をするペーパーをもらっているわけではございませんが、国の責任ある立場の人たちは、町長心配するなと、間違いなく双葉、大熊、大変なところのことは分かっていると、そういったことで、第２期復興・創生期間と言っているが、それ以降も国として責任を持って財源の手当てはしますよということはいただいております。ただし、これは何の証拠も、私が聞いた聞かないというだけの話になってしまうので、非常にこれはあやふやですけれども、ただ我々はその言葉を信用するだけではなくて、常にやっぱり要望書というふうな行為、要望活動という行為で国にやっています。ある意味それが証拠になるのではないかというふうに私としては考えておりますし、そういう要求要望することが、国に対して我々が満たされていないのですよと、復興が完全にできている状況ではないのですよということを証拠として残せるものではないかというふうに考えております。

そういったことからも、議員ご指摘の部分というのは十分理解しているつもりですが、ただどうしてもその時間というのは限られていると。国が将来的にわたって、口では最後まで面倒見るよと言っていながら、実は第２期復興・創生期間５年というふうなことも言われているわけですから、どうしても今後５年の中でやはりある程度の部分の町の取組としていかないと住民帰還というのは進まないし、そういうふうな間違いない財源の確保ということを考えると、やはり５年というものを目標にやっていかなくてはならないということを分かっていただきたいと思いますし、今回特定復興再生拠点区域の認定が、令和４年春が５年ということですので、何とか住民の皆さんが戻れるような整備に全

力で、残された期間精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。
○議長（佐々木清一君）　５番、菅野博紀君。
○５番（菅野博紀君）　別に町長の構想とかそういうのを責めているのではなくて、僕は国が信用できないのです。よく国で、今まだ内々の話で、内々の話でと言いますけれども、本当にない話なのですよね。ない話だし、実際に約束してもらえない。町長と本当に国の偉い方が話ししますけれども、その方たちって、結局自分の時に乗り切って、自分が異動したら後は知らないとなるではないですか。実際担当者が替わって全然変わっていくという話も実際問題あると思うのです。それで、双葉町に国の職員、県の職員とかいろいろ来ていると思うのですけれども、その中でもやっぱり操られているのかなと。本当の復興って何だろうと思った時に、双葉町民が本当に住みやすいまちづくりではないのかなと思うところがあるのです。
町長の責任というのも分かるのです。実際に今その期間内にやらなくてはならないよと、後どうするのということを、多分国とかそういうところは言ってきているとは思うのです。だけれども、そこはちょっと何か、犠牲になった被害者のほうが何でという部分があって、では取りあえず今の事故に対しての、最初の事故がありますよね、責任を最後まで取ってもらえませんかと。それは、前に「書面」と言いましたよね。もう議事録というか、ボイスレコーダーで議事録まで起こして話ししないともう信用できないよというようなところからちゃんとやらないと、町長、町長がだまされることによって、双葉全町民が国にないがしろにされてしまうというポストにいることを考えてもらって、やっぱり書面は大事だと思うのですよ。口約束って、町長も多分不安だからそれを口約束でとおっしゃったとは思うのですけれども、それは本当に分からない人が双葉町の復興ってできるのかといった時に、本当に住みやすいまちづくりって、そこに住んでいた人たちが住みやすい自分たちのまちをつくるのが僕は復興の原点だと思うのです。
先日、女川町の視察に行かせていただいた時も、ニュースとか、メディアさんに騒がれて、還暦以上のやつは口出すなということだけ取られて中身は、実際に言ったら、若い人たちに協力しながら、若い人たちの意見を聞きながらやっていこうよという意味だったらしく、まだ復興は道半ばと町長もおっしゃっていました。その中で100年計画でやる、そういうゆっくりした、焦らずに、本当にいいまちづくりをすれば、お年寄りの方々、高齢者の方々から、早く帰りたいという話も分かります。その中で、例えば帰るとしたら担保、担保を、体に関しては、本当にぜひとも国立病院、当町になくてもいいと思うのですよ。当町１件だけではなくて、やっぱりその被害に遭った町の中で、ちょっとしたそういう優遇はしないと、結構な方がいろんな面で亡くなられている方が50代にかなりいます。そこをやっぱり、そういうちゃんとした研究施設まであれば、そういうほかの救える命もあると思うので、帰還に関しては、担保が欲しいですよね。
あと東京電力の、絶対に事故がないというのは、今も言っているではないですか、これ以上ないと言っていますけれども、原子力発電所自体が絶対に事故はないということを原子力保安院の方々はず

っと言い続けてきました。けれども事故はありました。だから、その言った方々にも、大学の教授とかそういう方々にも、ぜひとも自分の言ったことには責任を持っていただきたい。それだけのちゃんと責任を取れるような科学者とか大学の教授でなかったら、話を聞いても、僕らは素人ですから分からないではないですか。そういう人が言ったら信用するのに、一回はそういうことになっているわけですよね、避難生活までになるようになっているので、そこら辺もあれして、町長、今度本当に内々の話ではなく議事録等々ぐらいは取らせてもらうような要望活動をしてもらえば、そうしたら何だうちの町長だますのかと僕たちも議会として行った時に言えるようになると思うのです。やっぱりこういうことをやることによって、町民の皆さんの避難生活とかそういうのも、こちらの要望も、やっぱり進めていくには何か形をつくらないとまずいと思うのです。やっぱりペーパーで本当に、昔に戻るわけではないですけれどもと、ペーパーであれしないと、国は本当に法律法律って、法律を変えられる人たちが言ってもしようがないですよね。うそになってしまうのですよね、僕らから言うと、普通に、僕ら、町民の方々とかそういう方々はうそになってしまうので、帰還には、あくまでも目標だと思っていますけれども、慎重な面でいろんなことを、別々に考えるのではなくて、全体を考えて帰還等々を考えていただけることを要望して、次の質問に入りたいと思います。

では、３番、双葉町立小中学校及び幼稚園について。現在の児童生徒、園児数と定員についてお伺いいたします。

また、令和４年以降の学校施設はどのようにするのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君）　議席番号５番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

３、双葉町立小中学校及び幼稚園について。現在の児童生徒、園児数と定員についてのおただしですが、双葉南小学校14名、双葉北小学校15名、双葉中学校11名、ふたば幼稚園５名、合計で45名が通学、通園しております。

定員については、規定等ではっきり示しているわけではありませんが、学校基本法、児童福祉法の関係法令により、普通教室の１人当たりの面積算出において、１クラス６名程度となり、小学校においては36名程度、中学校は18名程度、幼稚園は10名程度となります。

次に、令和４年以降の学校施設はどのようにするのかというおただしですが、帰町する意向を示している町民の大幅な減少に加え、新たな住民を迎える場面を想定すると、震災前とは大きく異なる町の復興・創生状況が考えられます。既存の町立学校等の施設の在り方の適正化を図るための基本的事項について、現在、10月に設置いたしました双葉町学校等施設在り方検討委員会において検討いただいております。来年２月上旬頃を目途に答申をいただき、その後、総合教育会議の中で答申を検討し、学校施設等の在り方の方向性を確認、決定してまいります。

いわき市で開設している仮設校舎につきましては、双葉町内における学校再開について、今後の双葉町復興まちづくり計画の中に盛り込み具現化するまで、引き続き存続してまいります。

○議長（佐々木清一君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　今、定員をお伺いしました。小学校、中学校、今回幼稚園のほうが中身で聞きたいのですけれども10名程度、今５人で、実際には入園児を断っている状況ですね。それは何ででしょうか。それは先生が足りないという理由とお伺いしていますが、その定員数までの先生を募集もしていないというのはどういうことなのかなと。ある程度のやっぱり双葉の幼・小中学校に期待という方の要望を受けられない。それで双葉町民の子供だったらという話を何としても受け入れるという話を聞いていたが、先日ちょっと双葉幼稚園に入れたいのだけれどもという方がいらっしゃって、それは福祉の関係のほうからでしたが、もう受付は終了していますと。園児は５人。来年も多分その程度だと思うのですけれども、実際にこの被災している方、双葉の町民の方が双葉町立の幼小中に入れないということは、これは教育委員会としてどう考えるのかなと。それはもうおかしいと思いますよ。それだけのあれをやるということで仮設校舎も全部造ったわけですよね。

あと令和４年以降に関しては、学校に通う方々が万が一戻った時には、どのように対応するのですか。いわきに通うのですか。バスを出すのですか。そういったものを浪江さん、隣の大熊さん、大熊さんは学校ちょっとあれですけれども、今現時点、隣の町でも、違う地方にいて、教育長もそちらのほうにいるというので、教育長は今度地元へ戻ってくるという形になっているのですけれども、ほかの町でのもう事例が出ているのにもかかわらず、取組があまりにも教育委員会遅くないですか。本当町と連携してやっていかなくてはならない中で、では町は令和４年に帰還目標を掲げていますよね、では令和４年ぐらいには、すぐ対応できるのではなくて、それを目標に、普通であれば学校再開なりなんなりというのをやらなくてはならないと思うのです。万が一これ、いわきの学校も今お残しになるという答弁がありましたよね、そうしたら先生の確保を万が一双葉で小さいあれでもやるとなった時に、１年とかそのくらいでは間に合わないですよね。県の教育委員会とかの協議とかとしたら、一昨年とか、その前ぐらいから話がしていないと間に合わないと思うのですけれども、教育長、そこら辺も考えて教育委員会ってどうなのでしょうか。双葉の子も、被災している子も受け入れないというような、定員は10人だというような話の中で、ちょっとおかしくないですか。

○議長（佐々木清一君）　教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君）　ただいまの菅野議員の再質問にお答えいたしますが、まず１点は、双葉町民の乳幼児、それに関わる案件でよろしかったかと思いますが、あともう一点は、令和４年春頃の就学意向がある双葉町民がいた場合にはそれに対する対応はということで、まず大きく２つでよろしいでしょうか。

それでは、議員ご指摘の双葉町民の部分、乳幼児に関わる案件について、今回２件、健康福祉課のほうから報告として情報の共有がありました。これは、健康福祉課はご存じのように乳幼児健診、そういった結果報告によって、双葉郡内町村で共同実施している各種相談会とか、あとは教室への参加を促した状況を把握しながら、経過観察を進めて、その対象児童に向き合っているという部分を聞い

ております。今回の２件についても、対象児にとって何が重要か、最善の支援となるよう関係機関と情報共有しながら、保護者の意向に寄り添って相談対応したということで報告を受けております。

それから、令和４年の春についてですが、これは先ほど、以前からも答弁させていただいていましたけれども、先ほども議員のお話の中にもありましたように、やっぱり一番は放射線の低減というか、安全安心というものを学校教育においてはやっぱり一番考えなくてはいけないと、そんなふうに考えます。

あと、これについても前から答弁はしておりますが、双葉町が帰町、町に戻るイコール学校再開は、我が当町においてはちょっと厳しいだろうと、難しいということで答弁させていただいていました。ですから、まず町のほうが、先ほどから町長も答弁していますように、町のほうのインフラ等、それをきちっとして、そして双葉町民の意向を含めて考えてまいりますが、先ほど議員のご指摘の、では令和４年春の就学意向がある町民、これについては、以前もちょっと答弁いたしましたが、隣町の区域外の就学をまずそういった方向で対応させていただきたい。そして、それに向けて町民の意向等、そんなものを考えながら今度の、双葉町に戻っての学校再開というものをそのうちに考えていきたいと思います。

あともう一点、教職員の確保等々ございますが、今現在、いわき市で仮設校舎で進めているところで、双葉中学校、あと北小、南小と、あともちろん幼稚園もそうですが、義務系に関しては、そちらは今継続で進めております。今のところ統合は考えておりませんので、教職員の確保等は、私のほうから事務所、あと県のほうに、このような教員配置の部分で進めておりますので、それを双葉町に戻った時にどのように配置していくか、それは今後、先ほど申しましたように、町民の意向も考えながら、確保はきちっと進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（佐々木清一君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　ちょっと聞いていることと言っていることがどうなのかなと。幼稚園定員10名だったら、それに対応した先生はいません。今、幼稚園に先生は多分２名ですよね。２名ぐらいだと思いますけれども、10名に対しての先生の絶対数は足りていません。確保はしますよではなくて、今していなければおかしいと思います。今できていないということは、情報の共有の中で健康福祉課の方いますけれども、その方に私は直接聞いてお話をしているのですけれども、募集が終わりましたと言われたということですよ、教育委員会。ということは、入れないということなのですよ。別にいいけれどもというお答えはいただきました。だけれども、その方も、万が一双葉に戻る時とかそういうのも全然何も考えていないという答弁に私は聞こえました。

今のいわきの校舎に例えば、先ほど言ったように定員数10名なのに今５人ですよね。そうしたら、先生２人で、定員10人の場合、先生が今の状況で間に合っているのですか。10人受け入れられるのですか。受け入れられませんよね。受け入れられないにもかかわらず、募集も何もしていないというのはどういうことなのかなと思います。我々も教育面は大事だと思います。私も１期目の時に、教育の

予算を落としたくないということで、皆さん議員で議員報酬を削減しました。その目標たるものは、教育の部分で予算を落としたくないというものを私発議していますので、そういう意味で考えると、定員10人であれば、幼稚園の先生をちゃんと、例えば生徒数が足りなくても確保するのが普通ではないですかと僕は聞いているのです。それで確保、もう再々質問なので、確保をする気あるのかないのかということなのですよ。確保しなくてはならないのですよ。それに対して、やっぱり執行部に相談して、それはということになるとは思うのですけれども、それを執行部に相談しているのかしていないのかを含めて、確保する気があるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君）　教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君）　菅野議員の再々質問にお答えいたします。

今おっしゃるとおり、10名定員程度と言っておりますが、そこの中に今現在も５名です。そして教諭が２名でということでありますけれども、今まで幼稚園の部分で、普通保育ということで進めていった場合に、２名でも大丈夫かと思いますが、近隣、来年度も含めまして、個別に、支援の必要な乳幼児というのが大変増えております。あと今現在も抱えております。そういった部分もあって、議員が、以前からも確かにご指摘あって、幼稚園でこれ足りているのかということは私も承知しておりました。それで２年前に園長を、非常勤ではありますが、今までは小学校の校長を兼務にさせておりましたが、園長を特別に入れたことによって、この教諭２名がそういった園児たちに保育をする時間を有効に使えるような形でまずした、一つあります。

それから、もう一点は、議員がおっしゃっていた、何で教職員、この取組が遅いのではないかとか、教職員の確保についてでございますけれども、先ほど令和４年春ということで就学意向がある子供を持った保護者、そちらに対してはきちっと意向を確認しながらも区域外就学等を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、あと議員が再々質問の中で、こういった取組をする方針はあるのかということなので、大きな一つの私の課題としては、双葉町民の乳幼児の状況を、それをこれからも健康福祉課と共有しながら、きちっと何人、またはどういう意向があるかということを把握しながら、それを執行部のほうにこういう形なので教諭が足りない、そういうことも含めて方針を進めて、保育の補充を進めるということで、そんなふうには取り組んでいきたいというふうに考えますが、一つ大きな課題は、すごく乳幼児の子供たちの把握ですね、その把握がなかなか難しいところがあるものですから、いろいろな関係機関と連携しながらそこは進めてまいって、幼稚園のこれからの補充の確保を進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君）　教育長、申し上げます。菅野議員からは、確保する気があるのかないのか、それと執行部とどういう相談をしているのかということで質問されているので、そういったことについて分かりやすく答弁していただきたい。

教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君）　今後、そういった双葉町民の部分の情報が入れば、きちっと確保するよう

に取り組んでまいりたいとは思っております。
あと執行部とも今の現状等を、こちらからも状況をきちっと確保して、状況をお知らせしながら、それで双葉幼稚園のこれからの経営に向けて進めてまいりたいと思っております。

（「休議取ってもらっていいですか。これ答弁していないですよね」
と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　休議許可します。
休議します。

休憩　午前１１時２３分

再開　午前１１時３０分

○議長（佐々木清一君）　会議に戻します。
○５番（菅野博紀君）　これで一般質問を終わります。
○議長（佐々木清一君）　それでは、教育長のほうも、後でまた内容的なものを議員のほうに説明をお願いしておきます。
今11時30分なので、持ち時間１時間ですので、ここで休議をしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　それでは、休議に入ります。

休憩　午前１１時３０分

再開　午後　１時００分

○議長（佐々木清一君）　会議に戻します。
通告順位３番、議席番号１番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。
１番、尾形彰宏君。

（１番　尾形彰宏君登壇）

○１番（尾形彰宏君）　議席番号１番、通告順位３番、議会議長に許可をいただき、一般質問させていただきます。
まず、冒頭なのですが、私の今回の３つの質問のうち２つは、去年の12月と中身一緒です。去年の12月は町長が風邪を引かれて一般質問できなかったので、３問中２問は同じ質問になりますが、１年後果たしてどういう回答になっているか、期待しております。町長にも、くれぐれもお体に注意されて頑張っていただきたいと思います。
それでは、質問させていただきます。まず、１番、双葉町役場庁舎についてであります。去る10月29、30日に双葉町議会は宮城県女川町、石巻市の行政視察を実施してまいりましたが、中でも石巻市にあっては、災害防止対策のための庁舎構造に特色あるものでした。つまり水害に備えた立体駐車場

と庁舎の融合、そして近接した病院との通路橋渡し構造に理想を感じました。双葉町にあっては、体育館跡地に庁舎を設ければ、それに近い配置構造が実現できると考えておりますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　１番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

１、双葉町役場庁舎について。双葉町役場庁舎についてのおただしですが、役場機能の再開については、これまで双葉駅の東側で既存公共施設である双葉町コミュニティーセンターの活用を基本に、一団地事業で整備する東側駅前広場に役場として必要最低限機能できるような簡素な庁舎を段階的に整備する案を中心に検討を進めてまいりました。

去る11月30日の議会全員協議会でご説明しましたが、コミュニティーセンターを改修した場合とほぼ同程度の費用で仮設庁舎の整備が可能であるとの見通しが立ったことから、令和４年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と住民帰還開始時期に合わせて開庁を目指し、役場の本体機能としての規模の仮設庁舎を東側駅前広場に整備したいと考えております。

なお、議員ご指摘の災害防止対策のための庁舎構造についても、重要な検討要素でありますので、その在り方について検討してまいる考えです。

また、体育館跡地については、地盤が軟弱であるなど新庁舎整備の候補地としては課題が多いと考えており、役場庁舎としての利用は考えておりません。今後体育館跡地につきましては、民間による土地利用など既成市街地の復興再生につながる活用方策などについて、幅広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　１番、尾形彰宏君。

○１番（尾形彰宏君）　ご答弁ありがとうございます。事前にこちらとして準備している考え方とほぼ町長は正論という形でお答えいただいているとは思うのですが、しかしながら、最新の土木建設技術ということを考えますと、十分にまだまだ考慮、検討の余地はあるのではないかと思います。

ちなみに私、今のインターネットの時代にあって、地図情報サービスの中から、現実的な今の駅前の空き地といいますか、駐車場スペースになっておりますが、を測定したところ、大体3,100平米で、一周回ると320メートルぐらい、一周ですね、その縁を回ると、あります。3,000平米。それに対して今のここのいわきの庁舎の面積というのが大体680前後、700弱と考えていただいて結構です。700弱の今のこの庁舎の敷地面積というのか、建物だけの、それに比べて仮設として考えた場合、まず立方体を単純に据え置くような面積で考えても、今の双葉の駅前の空間、そこに直方体を置いた場合、大体850前後なのです。ということは、ここが700弱ですから、それよりもちょっと大きいわけですよね、850ぐらいですから。それは駅と平行して東西を向くような直方体です。それに対して今度は南北、この敷地自体が、サンタクロースの靴下というのですか、逆Ｌ対称のＬ字型の、反対のＬ字型みたい

な形しているので、それに合わせて駅舎と平行と考えた場合が今言った850前後なのですが、それに対して、靴下の底といいますか、Ｌ字型の底面といいますか、南北に、東西に対して１つ、南北に対して１つ。南北のほうが大体700ちょっとなのです。単純に考えても、このいわきの事務所と同等なものができる、あるいは同等以上のものができると考えても差し支えないかと思います。

ポイントは、もしその２つ、南北を合わせてＬ字型にしてしまえば、1,500平米ということになるわけだから、敷地面積3,300に対して約半分ぐらいは、1,500ですので、ここの700弱の２倍ぐらいの建物の面積は取れると。それだけに３密構造を避けられる、あるいは教育委員会とか、ふたばプロジェクトとか、そういった組織も入れることができる、余裕ができるかと思います。

ただ、当初、全員協議会の中では、３階建てみたいな話聞いたのだけれども、地元の長塚地域の人たちの話たまたま聞くことができて、そうしたらやっぱりあそこは、初発神社あるではないですか、神社、神社の裏は、かつては民間のスーパーだったわけです。そのぐらいだったらまだ許せるのだけれども、どうも庁舎を造ってしまうと、駐車場を含めて、車の往来が激しくなってくる可能性がある。あまり評判はよろしくない。まして３階建てなんかにしてしまうと、神社にお参りした時に、右手の上のほうに庁舎が見えてしまうのですね。ましてそんなところにドアなんかあった日には、見下ろされかねないような状況になってしまうので、トータル的にその辺のバランスは、いかに暫定的な仮設庁舎であろうが、配慮はいただきたい。駅の東側というだけではなくて、やはり声の中でも体育館跡地については候補出てくるわけです。単に地盤が軟弱であるというふうなテーマというのは、私もどちらかというと理数系で土木系なので、対応できるだろうというふうにむしろ考えています。むしろその中で一番怖いのは、やはり前田川の氾濫なのです。なぜかというと、去年の台風19号、あの時に前田川も50センチぐらいまでは水が来ていて、現場にいる、我々の現場がそうだったのですけれども、もうちょっと危ないなみたいな感覚に近いものがあったのです。今後の、今の天候、気象異常といいますか、そういうことを考えると、やはり最悪のことも想定した上で、前田川の氾濫ということも想定した上で考えていかなければならないかなと。そう思うと私のような、立体駐車場と庁舎の融合ということが考えられるわけです。

結局、石巻市はそれを実施しているわけです。だから、行った時に、たまたまだったのですが、同じような考えをしているところがあると。駐車場と庁舎なんて普通考えないではないですか。つまり立体駐車場。だけれども、いいところは、災害に強いという部分でいうと、例えば万が一、放射線関係の事故的なものがあったとしても、やはり立体駐車場の中に車が置いてある場合と外に露出してある場合ではちょっと意味合いが違うのかなというふうには思うし、総合的に考えても、いやこれは別に双葉町の単独ではなくて類似の市町村があるのだというふうなことで、むしろ災害に強い町のＰＲになるというプラスの意味の、ちょっと乗り越えなければならない部分はあるけれども、地盤とか、だけれどもそういうふうなどうしても考えということを含めて、再度町のほうには、地域の人たちの声を含めて、声を吸収して、もう一度検討をお願いする、していただきたいというふうな要望になっ

てしまうので、町長の答弁については、その形だけで結構ですので、よろしくお願いしますというふうに言わせていただきます。

それでは、２番目の質問なのですが、これは去年出した質問と同じで、子供たちの参加による駅や産業交流センターの運営や装飾についてということなのですが、今年は多くのイベントがコロナ禍のために中止になってしまい、その閉塞感は経済にまで悪影響を及ぼし、子供たちの笑顔さえなかなか見られない状況です。しかしながら、コロナ感染予防を行っている中で、双葉町としても幼稚園から小中学校、そして高校も参加していただいて、高校というのは地元の未来学園とかそういうところなのですが、実績がありますので、ＪＲ双葉駅とか、双葉町産業交流センターの運営とか装飾デザインをやっていただきたいというふうに考えております。町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　２、子供たちの参加による駅や産業交流センターの運営や装飾について。双葉町としても、幼稚園児から小中学校、そして高校生にも参加していただいて、ＪＲ双葉駅や双葉町産業交流センターの運営や装飾デザインをやっていただきたいとのおただしですが、令和２年第１回双葉町議会定例会の一般質問でもご答弁申し上げておりますが、町の復興を進めていく上におきましては、子供たちの参画が大変重要であり、意義のあることと認識しております。

現在、ＪＲ双葉駅の開業、産業交流センターに隣接する東日本大震災・原子力災害伝承館の開業以降、町民の皆さんに限らず、県内や県外から当町へ訪れてきております。また、双葉南小学校と北小学校では、総合的な学習として、町を盛り上げるための新しい土産物のアイデアなど考えられております。そのようなアイデアを取り入れた作品等をＪＲ双葉駅東西自由通路や産業交流センターに展示が可能となるよう、引き続き町立学校などと連携し、協議しながら、まずは装飾的なものとして、子供たちの作品展示などを検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　１番、尾形彰宏君。

○１番（尾形彰宏君）　民間の新聞には12月１日付で、これはＪＲ竜田駅という場所ですが、東西の自由通路の橋上駅舎完成ということで、にぎわい創出期待ということで、その壁面に町の風景をイメージした装飾等が施されているというふうな、12月１日付の新聞記事が出ているわけです。まさしく今町長がお答えいただいたので、どうこう言いませんが、近隣町村を踏まえた上でぜひこれは最後お願いしたいと思います。

もう簡単なので終わってしまいましたので、次、３番目に入ります。大型高精細テレビの導入についてということです。これを去年の12月の段階で出したのは、実はまだコロナ禍が極端にこんなに悪くなる前の、来年いよいよオリンピックだからみたいな、いろいろ双葉町はイベントを含めて、高速道路のインターチェンジ開通だ、ＪＲ常磐線のオープニングだとかあったので書いたのだけれども、東京オリンピック等については、来年に延期になる可能性も高いのかな、高いというのでなくて延期

で、どうなるか分からない部分もまだまだ多々あるのですけれども、しかしながら、結局我々町がしていかなければならないことは何かというと、やっぱり双葉町のいい意味での印象づけなのですよね。

先ほど子供たちの絵画というふうなことを言いましたが、絵画だけではなくて、やはり最新のドローンの映像であるとか、ユーチューブを使った、いいのかな、民間の、インターネットを使った映像配信の技術をもってしても、やっぱり双葉町のもう少し動的な、あるいは音声も含めた、そういった広報があってもいいのかなと。私も以前考えたことがあったのですけれども、民間のテレビ局では各町村のＰＲしていたりするのですよね、それで町村のＰＲのＣＭ大賞みたいなのをやっていたりするわけなのだけれども、双葉町は残念ながらそういう立場にない。だけれども、しかしながらそれを発信できるだけの準備とか、心構えがあるということを、やはり映像メディアで表現していただきたいし、あとは町の主要なニュースも、やっぱり映像で、動きのある映像で、駅に来た人たち、あるいは産業交流センターに来た人たちに見ていただくというのも非常に有効な手段だと思います。

私がここで取り上げたのは、やはり個人レベルで考えても、今の高精細で50インチの４Ｋのテレビが10万円を切っているような、残念ながらメイド・イン・ジャパンではないのですけれども、もうそういう時代になっている。仕事でも、プロジェクターを使うよりは、むしろ50インチとかそれ以上の高精細のテレビをテーブルの横に置いて説明したほうが早かったりするわけです。

そういうことで、町の広報や社会状況の情報提供に大型テレビは欠かせないと。双葉町の、あといわき事務所ですね、ここの、各支所も含めて、プレゼンとかパブリックビューイングとかにもなるようなものを導入して、もう少し双葉のよさをＰＲすることを前提に考えていってもらいたいなということですけれども、町長のお考えなりをお伺いさせてください。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　３番、大型高精細テレビの導入について。大型高精細テレビの導入の検討についてのおただしですが、現在町から情報発信として、紙ベースで「広報ふたば」や「ふたばのわ」、動画配信としてユーチューブでの「双葉町公式チャンネル」、タブレット端末による町民の絆、コミュニティーの維持発展を目的とし、情報を発信しているところであります。

また、昨年６月27日からは、町の現状や町民の思い、今後の復興に向けた取組など、様々な情報を動画で全世界に向けて発信する双葉町グローバル配信を開始し、多くの皆さんに町の復興の取組をご理解いただけるよう進めております。

令和２年11月における双葉町民は、全国42都道府県348市町村に避難をしております。町広報の基本としましては、町民の皆さんに町の情報をお知らせすることが肝要であることから、広報業務の内容の充実を図りつつ、国内をはじめ、全世界に町の復興の取組を情報発信してまいりたいと考えております。

尾形議員のおただしである大型高精細テレビ導入の検討につきましては、課題も様々ある中で、拡大化している新型コロナウイルス感染症予防を鑑みながら、必要性、重要性も考慮するとともに、今

後の避難指示解除時期を見据えた役場機能の在り方等も踏まえ、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　１番、尾形彰宏君。

○１番（尾形彰宏君）　ぜひよろしくお願いします。

私の質問は以上で終わります。

○議長（佐々木清一君）　休議します。

休憩　午後　1時２２分

再開　午後　1時２４分

○議長（佐々木清一君）　会議に戻します。

通告順位４番、議席番号４番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

４番、高萩文孝君。

（４番　高萩文孝君登壇）

○４番（高萩文孝君）　通告順位４番、議席番号４番、高萩文孝、今ほど議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

１、医療体制の確保について。これまでも今後の避難指示解除に向けて医療体制の確保が必要ではないかとの質問に対し、診療施設の整備をスピード感を持って対応する旨ご答弁いただいていたかと思います。そこで、医療の確保について、その後の具体的な進捗や調整状況についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　４番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

１、医療体制の確保について。医療体制の確保に係る進捗や調整状況についてのおただしですが、現在双葉町内への医療施設の整備に向けて、福島県厚生農業協同組合連合会（ＪＡ福島厚生連）と協議を進めているところであります。

医療施設の整備に当たっては、医師の確保が第一の課題であり、町の意向を酌んで、福島県厚生農業協同組合連合会（ＪＡ福島厚生連）で調整を行っていただいているところです。また、並行して、医師や看護師等のスタッフ数や必要となる医療機器、診療施設の間取りなど、事業運営に係る部分についても協議を進めているところです。

医療施設の整備に係る財源としては、福島県地域医療復興事業補助金を活用していきたいと考えております。補助金活用の条件としては、医師等の人材確保ができていることが条件とされており、福島県厚生農業協同組合連合会の医師派遣が決定次第、補助金申請の手続を行い、実施設計や整備工事、医療機器購入に取り組むことにしています。

○議長（佐々木清一君）　４番、高萩文孝君。

○４番（高萩文孝君）　今ほど補助金の確保については医師等の確保が必要だという答弁でございましたが、今ＪＡ、厚生連の方等にやっているようですけれども、やっぱり来年、再来年なので早くやっていただかないとならないと思いますので、スピード感を持ってという話で私も質問させていただきますけれども、今このコロナ禍で結構医師の確保、さらにはあるところでも自衛隊に要請したとかという話もあって、このコロナとの絡みもあります。そういう意味で言うと、やっぱり先ほど補助金の活用については医師等の確保が重要という話なので、どのくらいの時期に補助金申請みたいな、今の確保を目指してやるのか、期限が言えるのであれば答弁をお願いしたいと思います。

その町民の皆さんの帰還の目標についても、令和４年度の春という話なので、やっぱり町民の皆さんも医療がないと戻らないという人もたくさんおりますので、その辺、具体的なもし検討というか、その時期が示せるのであれば、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。再質問よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　高萩議員の再質問にお答えいたします。まず、町に双葉厚生病院という数十年来双葉町町民の医療に携わっていただいた病院があったというのは、皆さんご存じのとおりです。今回、平成23年の東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、休業をしているということで、現在は厚生病院のあった６つの自治体、南相馬市、双葉町、白河市、塙町、会津美里町、会津坂下町、これが厚生病院の所在している自治体です。その自治体の首長が厚生連の顧問ということで委嘱を受けております。年に１度ですけれども、顧問会議という会議を開きまして、それぞれの厚生病院の所在の自治体のいろいろな厚生連に対する要望であったり問題提起であったり、そういうふうな会議をしております。

実は私も、双葉町の厚生病院が休業しておりますが、顧問ということで毎年参加をさせていただいております。その中で、数年前から実は双葉町の復興の取組というのが想定されましたので、厚生連の顧問会議の中で、厚生連のほうに医師の派遣ということはずっと要望してきております。そんな中から今年度、厚生連のほうからおおむね医師の派遣というふうな考えの同意を得られたということで、具体的に、こういうふうな構想が出てきているわけです。

議員ご指摘のように、いつ頃その医師の派遣の決定が決まるのかというのは、今現在では健康福祉課を中心に交渉しておりますが、令和４年春の帰還からあまり遅れない時期でしっかりと対応できるように医師の派遣の決定、そして診療施設の建設、そういったものができるようにスケジュール感を持って取り組んでいきたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　４番、高萩文孝君。

○４番（高萩文孝君）　今ほど答弁いただきましたが、スピード感持って対応していただければ幸いかと思います。

続きまして、２の双葉町内の防犯対策について。これまでも質問しておりましたが、最近双葉町内

でも盗難が生じていると聞いています。今後住民が帰還し生活するためには、より一層防犯対策に取り組んでもらうことが重要だと考えています。そこで、町は今後防犯対策にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　２、双葉町内の防犯対策について。町は今後防犯対策にどのように取り組んでいくのかとのおただしですが、おただしのとおり、９月から11月にかけて町内においては震災時から自宅等に置かれたままの自動車等の盗難や、家屋や放置車両の窓ガラスの破損という事例が発生しております。また、新聞等でも、11月に町外の解体作業員が町内で屋根の銅板を盗んだ疑いで逮捕されたと報じられました。

　双葉警察署によりますと、令和２年10月末現在で本町における今年の刑法犯認知件数は25件、うち窃盗犯24件、このうち空き巣など侵入犯が18件、自動車盗などの非侵入盗６件、窃盗犯以外が１件となっています。前年度と比較すれば少ないのですが、認知件数が９月にプラス15件と急激に増加しました。

　現在本町では、今年３月の避難指示解除準備区域とＪＲ双葉駅等の一部区域の避難指示解除を行い、あわせて特定復興再生拠点区域全域を立入規制の緩和区域に設定させていただき、令和４年春頃の帰還に向けた取組を進めております。それに合わせて特定復興再生拠点区域と帰還困難区域の境にバリケードを設置し、帰還困難区域に立ち入ることができるバリケードを限定するとともに、町としましても防犯対策として、町が委託している町内防犯パトロール業務の委託先事業者による巡回強化、特に特定復興再生拠点区域内についての戸別巡回を行う一方で、防犯カメラ等の整備も進めてきたところです。今回盗難事例が多発していることを受けて、本町としましても盗難が多発している区域を中心に巡回を強化するとともに、双葉警察署にも要請し、警察官による巡回の強化を図っているところです。

　一方で、警察に被害届出が出されないケースや、まだ認知されていないケースもあると考えております。そこで、町民の皆さんにもお願いになりますが、被害に見舞われた場合には、双葉警察署に被害を届け出ていただきたいと思います。それにより警察の捜査が始まり、犯人逮捕や犯罪の抑止につながります。

　本町としましても、防犯対策や治安面で不安があるので町へ帰還できないということのないように、引き続き町内防犯パトロール業務の強化と、警察と情報交換を密にしながら警察との連携を強化してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　４番、高萩文孝君。

○４番（高萩文孝君）　そのパトロールの巡回強化、さらにはその防犯カメラの設置、警察と連携、具体的に回数を増やすとか、こういう予算も必要だと私個人的には思っているので、その辺のやり方を具体的、連携といってもどうするのかも含めて、もし答えられるのであれば、今後こんなことをし

たいというのがもしあれば答弁をお願いしたいのと、先ほどの町民の皆さんに被害届を出してほしいという話がございましたが、その辺、広報紙とかで出すのか、その辺具体的な、またその周知の仕方も併せて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　高萩議員の再質問にお答えいたします。

後段の、まず周知徹底という部分ですけれども、これは広報等を使って、町民の皆さんにしっかりと広報させていただきたいと思います。

また、防犯強化、今回の犯罪防止に対する抑止力的なものに関しましては、住民生活課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君）　中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君）　今ほどの高萩議員の質問のほうにご説明させていただきたいと思います。

防犯対策につきましては、双葉警察署との連携ということで、先週でも担当の所轄課と、浪江分庁舎のほうの警察の方と打合せをさせていただきました。警察につきましても、随時こういう状況が増えてまいりますので、巡回を強化するということと一方で、警察のほうでも情報をつかんでいないことがありまして、それは逆に町の方でも情報を持っているということで、お互い情報を交換し合いながら、特に今回盗難等の多いところを重点的に巡回していただく、逆に町のほうでも委託している会社のほうもそこを重点的に回っていただくというような情報交換をしながら連携を進めて、防犯対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君）　４番、高萩文孝君。

○４番（高萩文孝君）　ぜひとも防犯対策強化してやっていただきたいと思います、今後も。

では、続きまして３番目ですが、観光客の増加や移住者の確保について。東日本大震災・原子力災害伝承館や双葉町産業交流センターが開所し、伝承館も当初の予想以上に来館者数が多いという話もお聞きするなど、多くの方が双葉町を訪れている状況です。今後、広域的な集客など、掘り起こせる需要はあり、継続的な工夫が必要かと思います。また、そういった観光客をいかに双葉町の復興に巻き込み、ひいては移住につなげていくことも重要かと思います。そこで、交通や宿泊施設、ツアーなどの切り口から、集客を増すための取組についてお伺いします。

また、そういった人を移住につなげていくための取組や、町として発信したい魅力やまちづくりの将来についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　３、観光客の増加や移住者の確保について。観光客の増加や移住者の確保についてのおただしですが、ご指摘のとおり、９月20日に東日本大震災・原子力災害伝承館と、一部で

はありますが、復興祈念公園が開所し、10月１日には双葉町産業交流センターを開所することができました。開所後には、多くの方が来場されており、伝承館も想定を上回るペースで、11月に来場者２万人を数え、産業交流センターも、10社の貸事務所と飲食店３店舗及び土産物店舗が営業を開始しており、来訪者数が約２万人となっております。

本年３月に町内で初めて避難指示解除を果たしたばかりである双葉町に、これだけ多くの方々が訪れていただいたことは、大変喜ばしいことと思っております。しかし、この状況で十分とは考えておりません。まず、第１には、来訪された方々がその後も継続的に町に来てくださり、関わっていただく状況にすることが必要であると考えております。伝承館における企画展の実施や展示内容の随時更新、また復興祈念公園の段階的な整備等を県に対して要望するとともに、産業交流センターのより一層の魅力向上を図ってまいります。

第２には、より一層広域的な関心を高め、集客につなげる必要があります。そのためには、まず公共交通機関の利便性向上が重要であり、全線開業したＪＲ常磐線を生かし、列車に接続する二次交通の確保を継続的に図り、より遠方からでも、幅広い層の方々が訪れやすい環境としてまいります。

また、現在、産業交流センター前に、中野地区に進出された企業により宿泊施設の整備が進められておりますが、宿泊施設が産業交流センター前に立地することにより、双葉町が復興ツーリズムの拠点となり、周辺町村も含めた広域的な周遊を後押しする効果があると考えております。

さらには、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況にもよりますが、町が復興に向け歩み始めた様子は、世界中に発信すべきことであり、「百聞は一見にしかず」とも言いますが、海外から来訪された方々にも実際に町の状況を見ていただくことが効果的であり、官民が連携して、東京方面等から海外旅行客を町へ誘導するツアー等の組成を後押ししていくべきと考えております。そのような形で、多様な、多くの方々に、町に対し継続的な関心や関わりを持っていただいた上で、町民の皆さんと一緒に、町の復興や新たなまちづくりに携わっていただけるよう工夫する必要があると考えております。

その一環として現在、双葉駅西側地区において、公営住宅を中心に新たなまちづくりの検討に取り組んでおります「標葉の谷戸に抱かれた　フロンティア（開拓者）と共に育む「なりわい集落」」とうたっておりますように、新たなまちづくりに共に取り組み、双葉の未来を切り開いていく方々を募っていきたいと考えております。

双葉町は、世界に例のない複合災害を経験し、社会的に深い意味を持つ町であるからこそ、新たな未来を考えていける場所として、皆さんと共に町の将来を形づくっていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　４番、高萩文孝君。

○４番（高萩文孝君）　答弁ありがとうございました。予想以上に何か来客数も多いということで、２万人来られていると。今ほどいろいろありましたが、海外のツアーとか、東京からの、私ちょっと通告に書いてありますけれども、観光は観光でその時でいいのですけれども、やっぱり継続的な、何度も訪れていただくようなまちづくり、さらには移住という、ちょっと通告に書いてありますけれど

も、やっぱり住んでもらって、その住民税とかいろんな税金を納めていただくと、そういう意味でも企業誘致、そういうのも継続的にやっていかないと、やっぱり町の復興は成り立たないのかなと思います。

先ほどありましたが、その駅西の開発というか、そういうのもやっていますので、玄関口の双葉駅を降りたら、この町は何か違うよねというようなまちづくりをしてもらいたいと思っております。具体的にこれからのまだ話だとは思うのですけれども、今言えるような話がもし町長からあったら、ちょっと再質問で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　高萩議員の再質問にお答えいたします。

まちづくりの新たな取組ということでお話があったと思います。これに関しましては、議会の皆さんにもご説明させていただいておりますが、双葉町の双葉駅、ことし３月に全線再開通をしたＪＲ双葉駅の西側、こちらを町としましては一団地事業として約23ヘクタール、町で用地取得をしまして、帰還困難区域、さらには中間貯蔵施設、さらには今回避難指示解除しました中野・中浜地区、こちらは津波被災地ですから、そういったところの戻ることがかなわない人たちの居住も含めて、戻りたい、戻ってきたいという人たちの住居、居住のエリア、コンパクトなまちづくりということで構想しております。

その中には、先ほど議員が話されました、何かこの町ほかの町と違うよね、まさにそういうことを双葉町として目標として今後取り組んでいきたいと。一つの具体的事例としましては、双葉駅西側地区は、災害に強いということだけではなくて、電柱地中化、こういったことで、まずは電車で降りる人だけではなくて、双葉駅に止まって、停車をする電車がいっぱいあります、そういった中で降りない方も何となく西側地区を障害物なしに見ていただけますので、あれ、ちょっとこの町ほかの町と違いますよ、違わないか、そういった部分で景観の部分、さらには自然と住んでいる人たちの住居が一体化したような、もっと言わせていただきますと、駅前からの道路交通網の整備は、歩行者優先の道路というふうに考えております。

さらに、その歩行者優先の道路は、モビリティーを取り入れた、歩道が主になりますから、そういったような取組も検討しています。そのモビリティーを、さらには今度つくる計画の住宅の屋根には太陽光を全て敷設をしまして、そこでエネルギーをつくり、そのエネルギーを使った、そのモビリティーの利用、住む人たちがシェアできるような、そういうふうな取組というのを考えていきたいと。それだけでは不十分ですので、駅の東側は、さらには景観もつくるためには、駅の東側も一部分、一団地事業の一帯として用地を取得しまして、商業施設であったり、いろいろな事務所が入ってこれるようなスペースも町として土地を確保しております。

さらには、常磐双葉インターチェンジから一本の道で行ける復興シンボル軸、これは県道格上げしておりますから、県のほうで道路の拡張、さらにはＪＲ常磐線をわざわざ遮断機を通して渡る必要の

ないオーバーパスということで、真っすぐに中野の産業復興拠点に行くことは可能です。そういった道路の拡幅とか、そういったものに関して、ＪＲ常磐線を使って来られた方には、今現在、レンタサイクル、カーシェア、さらには最近ですがシャトルバスを運行しております。このシャトルバスは、特に電車のダイヤに合わせた運行を徹底しておりますので、電車で来て、ちょっと中野地区まで行くのに大変だという方のないように、全てそれを対応できるようなバスの運行を今取り組んでおります。

そういったことで、来られた方にちょっと違うというイメージを持ってもらうような努力は、もちろん議員の皆さんからもご指摘をいただきながらやっていきたいと思っておりますが、町としてもいろいろ独自に構想を持って、今後さらなる皆さんに期待していただけるようなまちづくりをしていきたいと思っております。

○４番（高萩文孝君）　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（佐々木清一君）　休議します。

休憩　午後　１時５１分

再開　午後　１時５３分

○議長（佐々木清一君）　会議に戻します。

通告順位５番、議席番号６番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

６番、清川泰弘君。

（６番　清川泰弘君登壇）

○６番（清川泰弘君）　ただいま議長から許可を得ましたので、６番、清川泰弘、一般質問を行いたいと思います。

何か今日はちょっと私も朝から拍子抜けしているのですけれども、最初に、もう回り道しないで単刀直入に、令和３年１月の町長選の再出馬の意思について伺います。

これについて、前置きをちょっとしたいと思います。私も25年と10か月の議員生活の中で、今まで２代、町長で３代目の町長と行政に携わってきました。それで、前の２人の町長さんもそれなりにみんな立派だった。それで、伊澤町長はまだ２期ですけれども、前の町長さん方に見劣りしないぐらいの成果を上げているのではないかと思っています。それで、今後いろいろ問題は山積していると思いますけれども、とにかく健康に留意されて、町民のためにひとつ頑張っていただきたい、そうお願いします。

○議長（佐々木清一君）　清川議員さんにお願いします。今の質問の中で、町長選の考え方、再出馬のことだけを質問されたというふうに捉えておりますが、それだけの答弁でよろしいのですか。

○６番（清川泰弘君）　いや、町長がいろいろ言うなら、いろいろ聞きます。

○議長（佐々木清一君）　通告の一部分になってしまいますので……

○６番（清川泰弘君）　あれだったら、また再質問で聞きますから、町長さんに。お願いします。
○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。
（町長　伊澤史朗君登壇）
○町長（伊澤史朗君）　６番、清川泰弘議員の質問にお答えいたします。
１、双葉町の復旧、復興の今後について。今後の町の復旧、復興及び町民支援の実現に向けた決意と令和３年１月の町長選挙への再出馬の意思の有無についてのおただしですが、震災から10年目を迎えます。平成25年３月の町長就任以来、全国に避難を強いられている町民の皆様への生活支援をはじめ、復興のために町が抱える数々の課題に取り組んでまいりました。除染の取組や中間貯蔵施設の問題をはじめ、平成25年の埼玉県加須市からこの福島県いわき市への役場機能移転、避難所の閉鎖、いわき市での町立学校の再開、復興公営住宅の整備等、常に避難によりご苦労されている町民の皆様の生活再建と町の復興を第一に施策を進めてまいりました。そして、当時はまだ明確とは言い難かった町への帰還について、一刻も早く町民の皆様が安心して帰還できる環境を整備する方策を模索しながら前へ進んでまいりました。
そのような中、平成29年に帰還困難区域のうち、ごく一部の区域ではありますが、帰還に向けた施策に取り組むことができる特定復興再生拠点区域を設けることができ、町への帰還に向けた大きな流れをつくることができました。現在、全力を挙げて除染やインフラ整備等、新たなまちづくりに取り組んでいるところです。
今年３月４日には、避難指示解除準備区域と帰還困難区域の一部の避難指示解除が実現しました。さらに、特定復興再生拠点区域において、立入規制が緩和されました。その後、３月７日には常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用が開始され、３月14日にはＪＲ常磐線が全線運転再開し、双葉駅西側でのまちづくりを見据え、東西自由通路を備える新しい双葉駅舎が供用開始されました。今年秋には東日本大震災・原子力災害伝承館や双葉町産業交流センターもオープンし、中野地区復興産業拠点においては17件の企業立地も決定し、地元事業者の事業再開支援や企業誘致を実現しました。さらに、双葉駅西側でのまちづくりを進めるなど、令和４年春頃を目途とした特定復興再生拠点の避難指示解除、居住開始の実現に向けた各種取組を進めているところです。
このように震災からおよそ10年が経過しますが、一歩ずつ確実に復旧、復興への歩みを進め、町への帰還が現実のものとなってきました。しかし、令和４年春の帰還は、町の復旧、復興のスタートラインにすぎません。ふるさと双葉を取り戻すため、依然として見通しが立たない帰還困難区域全域の避難指示解除について、一刻も早く実現させるため、引き続き全力で取り組んでいく必要があります。
また、双葉に新たな未来をつくり出すためには、単に住むことができる環境をつくるだけでは不十分であり、積極的に「双葉で暮らしてみたい」と思っていただける環境を築いていく必要もあります。現在進行形の原子力災害を受けている双葉町だからこそ、未来を考えていける場所として新たなチャレンジに取り組める町を目指し、その具現化に向け、町政に取り組んでまいります。

今月当初には、後援会の方々から出馬要請をいただきました。非常に光栄なことだと思っております。このようなことを踏まえ、相談すべき方々と話合いをさせていただき、今、私としましては、今後の町の復旧、復興、町民の皆様の支援に関する取組に負託をいただけるのであるならば、再度出馬をして、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君）　６番、清川泰弘君。

○６番（清川泰弘君）　ただいまるる説明ありがとうございました。町長職も大変激務だと思います。そういう話も伺っています。健康には十分留意され、３期目をひとつ町民のために頑張っていただきたいと思います。くれぐれも健康には留意してください。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君）　これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後　２時０２分）

１　２　月　定　例　町　議　会

（第　　３　　号）

令和２年第４回双葉町議会定例会議事日程（第３号）

令和２年１２月１０日（木曜日）午前９時開議

	開　　議	
日程第１	議案第７１号	双葉町議会議員及び双葉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第２	議案第７２号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第３	議案第７３号	双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第４	議案第７４号	諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
日程第５	議案第７５号	双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第６	議案第７６号	双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第７	議案第７７号	町道路線の廃止について
日程第８	議案第７８号	町道路線の認定について
日程第９	議案第７９号	令和２年度双葉町一般会計補正予算（第４号）
日程第10	議案第８０号	令和２年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第11	議案第８１号	令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第12	議案第８２号	令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第13	議案第８３号	令和２年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
	閉　　会	

○出席議員（８名）

１番	尾　形　彰　宏　君	２番	石　田　　　翼　君
３番	羽　山　君　子　君	４番	高　萩　文　孝　君
５番	菅　野　博　紀　君	６番	清　川　泰　弘　君
７番	岩　本　久　人　君	８番	佐々木　清　一　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	伊　澤　史　朗　君
副　町　長	徳　永　修　宏　君
教　育　長	舘　下　明　夫　君
秘書広報課長	鈴　木　健　一　君
参　事　兼 総務課長兼 コミュニティー センター所長	平　岩　邦　弘　君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	大　浦　富　男　君
戸籍税務課長	高　橋　秀　行　君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	志　賀　　　睦　君
建設課長	猪　狩　　　浩　君
住民生活課長	中　野　弘　紀　君
参　事　兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶　来　丈　夫　君
生活支援課長	相　楽　定　徳　君
会計管理者	朝　田　幸　伸　君
教育総務課長	橋　本　　　仁　君
代表監査委員	石　川　雄　彦　君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志　賀　公　夫
書　　　記	加　村　めぐみ

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君）　おはようございます。ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前　9時００分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第７１号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第１、議案第71号から日程第13、議案第83号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

日程第１、議案第71号　双葉町議会議員及び双葉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第２、議案第72号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７３号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第３、議案第73号　双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７４号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第４、議案第74号　諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７５号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第５、議案第75号　双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７６号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第６、議案第76号　双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７７号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第７、議案第77号　町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

１番、尾形彰宏君。

○１番（尾形彰宏君）

◎発言の取消し

○議長（佐々木清一君）　尾形議員に申し上げます。今提案されている路線の廃止については、廃止

について今出されているものについて、これがいいのか悪いのかということで、賛成するか反対について。そのほかの路線については、ここでは出していないので……

（「ああ、そうですか」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　それは、できれば全員協議会の時にそういったことについては質問してください。

（「申し訳ありません」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　今、尾形議員のほうから、そのほかの路線についての質問もありましたけれども、これについては、この議案の中では関係しないということで、尾形議員には今の質問に対する取消しを申し出てください。

○１番（尾形彰宏君）　はい、分かりました。

ただいまの質問は、今議題になっている議案第77号というのとはちょっと別なことなので、後ほど全員協議会という形にさせていただきますので、質問の内容については取り消させていただきます。申し訳ありませんでした。

以上でいいですか。

○議長（佐々木清一君）　はい。尾形議員から質問の取下げということでいただきましたので、議長これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　はい。

○議長（佐々木清一君）　ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７８号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第８、議案第78号　町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７９号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第９、議案第79号　令和２年度双葉町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第13款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第16款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第20款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　歳出に入ります。

第２款総務費。

７番、岩本久人君。

○７番（岩本久人君）　総務費の６ページ、19の庁舎整備事業費でございますけれども、地質調査費に1,000万円もの予算がかかる予定地でありますけれども、これまで複数の予定地があったかと思うのですけれども、地質調査をするこの予定地に決定した理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　岩本議員の質問にお答えいたします。

今回、駅前の町有地になりますけれども、その土地の地質調査ということで予算計上させていただきました。これは前の議会でも答弁させていただいておりますが、双葉駅中心にというふうな話をさせていただいております。その中で公共施設、もちろん町の施設、いろいろな候補地がありますと、その中でいろいろ検討した結果、駅前の今回地質調査の予算を計上させていただいております場所が適当であると、そういうふうな考えから今回計上させていただきました。

○議長（佐々木清一君）　７番、岩本久人君。

○７番（岩本久人君）　先日の、町長からも答弁いただきましたけれども、先日の全員協議会でも説明がございました。当初は駅コミュニティーセンターを全面改修をして、そして役場機能、議会機能も含めての整備ということで、８億円かかるというような説明がございましたけれども、８億円かかるのであれば、今おっしゃった駅東側の町有地に仮設の新庁舎を建てたほうがいいというような、そういう総務課長の説明でございました。

いずれにしましても、その場所が私は悪いというふうな反対をしているわけではなくて、コミュニティーセンターもやはり利用する価値があるのではないかと。いずれにしても、３階に商工会も入っておりますし、改修をする必要がございます。どちらが補完をするか、新庁舎の補完がコミュニティーセンターになるのか、コミュニティーセンターの補完が新庁舎になるのかは、それは執行部のほうで決めることだとは思うのですけれども、いずれにしても改修費がコミュニティーセンターもかかるので、この８億円で両方の施設とも生かすような、そういう方向で考えてはいかがかなというふうに思うのですけれども、その辺のところ、いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　今、岩本議員から再質問いただきましたけれども、本来コミュニティーセンターを主に改修工事をして、そこに役場庁舎ということで、仮の役場庁舎になりますけれども、持っていきたいというふうな考えでおりました。改修費、さらには工期、そういったものを両方比較をい

たしますと、ほぼ同等の改修費、さらには期間に関しまして、コミュニティーセンターのほうで改修をしてしまいますと、期間がどうしても、新たに造る仮設庁舎よりも時間的なもの、いわゆる期間が長くなってしまうというふうなことも示されました。そういったことから、規模的なもの、経費、さらには令和４年春というふうな目標を設定いたしておりますので、その時期になるべく間に合うような対応ということでそういう判断をさせていただきました。

さらには、コミュニティーセンターも将来的な利用をというふうな話がありました。これは当然、コミュニティーセンターを今現状で使うということだけではなくて、さらなる改修も含めて取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君）　７番、岩本久人君。

○７番（岩本久人君）　ただいまの町長の答弁もよく理解をしております。昨日の同僚議員の新庁舎の一般質問にもございましたけれども、駅東側の今回地質調査する町有地、町民の方は体育館なども候補地に入れてはどうかというような、そういう多くの意見もございます。その中での仮設庁舎を東側ということでございますけれども、コミュニティーセンターにそれほど改修に費用もかかる、時間もかかるということでございますけれども、やはり両方生かすような形で、コミュニティセンターに、恐らくハイビジョンシアターの改修がかかるのかなというふうにはちょっと思ってはいるのですけれども、両方とも生かすような形で整備を進めていただきたい。

いずれにしましても、これ町民の皆さんにも、役場庁舎というのは職員の皆さんが働く場でもありますけれども、町民の皆さんがやっぱり利用する場所であります。町民の財産でもありますから、町民の皆さんの理解もいただかなければいけないのかなと。特に新仮設庁舎を建てる周辺の地域の皆さん、初発神社もございます、周辺の皆さんの住民の理解も取らなければいけないのではないかなというふうに思っています。

昨日の清川議員の、町長の３期目の有無の質問もございましたけれども、町長は加須市からいわきに役場機能を移転する時の話もちょっと触れておりましたけれども、当時、ちょっと長くなって申し訳ございませんが、当時役場機能を福島に、県内に機能を移す、特別委員会なども議会では設置しまして、当時の委員長は伊澤町長だったと思います。町民の皆さんからいろいろ意見を聞いた上でいわきに移転をしたわけでありまして、ようやく今度いわきから双葉に役場庁舎が帰れるというような状況でありますから、十分町民の皆様に意見を聞いていただきたいと思うのですけれども、その辺のところを最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　岩本議員の再々質問にお答えいたします。

当然そういったことの取組というのはしなくてはならないと思っておりますので、町民の皆さんのご理解が得られるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　第２款総務費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　９ページになります。第３款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　12ページ、第４款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第６款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第７款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第８款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第９款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　18ページになります。第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８０号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第10、議案第80号　令和２年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第４款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第６款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　歳出に入ります。

第１款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第３款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８１号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第11、議案第81号　令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予

算（第３号）を議題とします。
　直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。
　第３款繰入金。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　第６款国庫支出金。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　歳出に入ります。
　第１款公共下水道事業費。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　第４款災害復旧費。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　質疑ありませんか。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。討論ありませんか。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これより採決をいたします。
　この採決は起立によって行います。
　お諮りします。議案第81号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
　　　　　　　　　　　　　（起立全員）
○議長（佐々木清一君）　起立全員です。
　よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８２号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第12、議案第82号　令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
　直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。
　第３款国庫支出金。
　　　　　　　　　　　　　（「なし」と言う人あり）
○議長（佐々木清一君）　第８款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　歳出に入ります。

第１款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第２款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第６款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第７款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８３号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第13、議案第83号　令和２年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第３款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　第６款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　歳出に入ります。

第１款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君）　日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和２年第４回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前　９時２９分）

地方自治法第１２３条の規定によりここに署名する。

議　　長　　　　　　　佐々木　清　一

署名議員　　　　　　　羽　山　君　子

署名議員　　　　　　　高　萩　文　孝